



第70回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2021年6月29日（火曜日）

開会 午前10時

場 所

神奈川県藤沢市桐原町8番地

当社藤沢事業場 R&D棟

【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

新型コロナウイルスの感染拡大防止及び株主様の安全確保の観点から、事前に郵送又はインターネット等により議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことをご検討ください。
なお、当社株主総会における新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応については、本招集ご通知の2頁に記載しておりますので必ずご確認ください。

経営理念

オイルレスベアリングの総合メーカーとして世界のリーダーとなり、技術で社会に貢献する

社 是

O nward	日々前進を …… 昨日よりも今日、今日よりも明日、と力強く前進しよう。
I dea	創意と工夫を …… 絶えず創意を生み、研究と努力を重ね、開拓者精神に生きよう。
L iberty and Law	自由と秩序を …… 人格を尊重し、個性と能力を生かしあって秩序正しい職場を築こう。
E xpert	みんな専門家に …… ひとりひとりとは専門家に、会社は専門メーカーに徹しよう。
S ervice	社会に奉仕を …… つねに真心こめて仕事にあたり、社会に奉仕しよう。

-目次-

■連結業績ハイライト ……	3頁	■事業報告 ……	39頁
■招集ご通知 ……	4頁	■連結計算書類 ……	61頁
第70回定時株主総会招集ご通知		■計算書類 ……	63頁
■インターネットによる開示について ……	5頁	■監査報告 ……	65頁
■議決権行使のご案内 ……	5頁	■ご参考（株主通信） ……	75頁
■株主総会参考書類 ……	7頁	■オイルスネットワーク ……	77頁
第1号議案 剰余金処分の件		■株主メモ／株式に関するご案内 ……	78頁
第2号議案 取締役7名選任の件		■株主総会 会場ご案内図 ……	79頁
第3号議案 補欠監査役1名選任の件			
第4号議案 当社株式の大規模買付行為への 対応方針（買収防衛策）継続の件			

株主の皆様へ

新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

2021年6月29日（火曜日）午前10時から、当社藤沢事業場 R&D棟（神奈川県藤沢市桐原町8番地）にて、当社第70回定時株主総会の開催を予定しておりますが、新型コロナウイルスによる感染症の広がりには収束には至っておらず、引き続き感染拡大防止のための下記対応を実施させていただく予定です。

何卒、ご理解ご協力のほどお願い申しあげます。

記

<株主の皆様へのお願い>

- 株主の皆様、特にご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方におかれましては、本株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。また、健康な方におかれましても症状がないだけという可能性もございますので、感染予防の観点から慎重にご判断ください。
- 本株主総会の議決権行使は、**可能な限り郵送又はインターネット等での事前行使**をお願い申しあげます。

【議決権行使期限：2021年6月28日（月曜日）午後5時30分到着分／入力（送信）完了分まで】

※詳細は本招集ご通知の5頁から6頁をご参照ください。

<ご来場される株主の皆様へのお願い>

- 体調不良と見受けられる株主様のご入場をお断りする場合がございます。体調のすぐれない方はご出席をお控えください。また、特に37.5度以上発熱されている方はご入場できませんので、あらかじめご了承ください。
- マスクの着用やアルコール消毒液の噴霧等にご協力の程お願い申しあげます。
- 会場入口ですべての株主様に検温させていただきます。また、体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただくことがありますのであらかじめご了承ください。
- 本株主総会の運営スタッフは、検温・体調確認しマスク着用で対応させていただきます。
- 本株主総会の運営については、昨年同様に座席数を減らし、また、ご滞在時間の短縮化のため、ご説明を一部省略させていただく予定です。

なお、今後の状況により、本株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.oiles.co.jp/ir/news/>）に掲載いたしますので、適宜ご確認くださいようお願い申しあげます。

以上

連結業績ハイライト

売上高	52,977百万円	前期比 11.9%減	↓
営業利益	3,138百万円	前期比 33.9%減	↓
経常利益	3,762百万円	前期比 25.8%減	↓
親会社株主に帰属する当期純利益	2,525百万円	前期比 26.4%減	↓

売上高



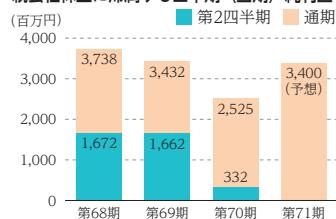
営業利益



経常利益



親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益



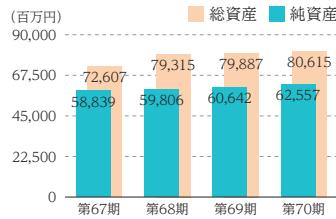
1株当たり当期純利益



1株当たり純資産



総資産・純資産



※「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第68期の期首から適用しており、第67期の「総資産」の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。

証券コード 6282
2021年6月8日

株 主 各 位

東京都港区港南一丁目2番70号

オйлレス工業株式会社

代表取締役社長 飯 田 昌 弥

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力**郵送又は電磁的方法（インターネット等）**によって事前に議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことをご検討ください。お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただきまして、議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。

議決権行使に関する事項につきましては、5頁から6頁の「議決権行使のご案内」をご参照いただきまして、**2021年6月28日（月曜日）午後5時30分まで**にご行使くださいますようお願い申しあげます。 敬 具

記

1. 日 時	2021年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所	神奈川県藤沢市桐原町8番地 当社藤沢事業場 R&D棟 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項	報告事項 1. 第70期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第70期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件 第4号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

以上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申しあげます。
- ・本招集ご通知の内容につきましては、早期に情報をご提供する観点から、本招集ご通知発送前に当社ウェブサイトにて開示いたしました。
- ・当日、当社では軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。
- ・株主総会当日にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応については、本招集ご通知の2頁をご参照ください。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

1)参考

インターネットによる開示について

1. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本提供書面には掲載しておりません。

なお、上記ウェブサイト掲載書類は、法令に基づき、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際し、監査対象になった書類であります。

2. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.oiles.co.jp/ir/stock/meeting.html>

議決権行使のご案内 (◎=ご推奨の議決権行使方法)

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

郵送で議決権を行使する方法 (◎)



同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。なお、郵送の際は同封の記載面保護シールをご利用ください。

行使期限 **2021年6月28日(月曜日) 午後5時30分到着分まで**

インターネット等で議決権を行使する方法 (◎)



次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限 **2021年6月28日(月曜日) 午後5時30分入力(送信) 完了分まで**

株主総会にご出席する方法



当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会
開催日時 **2021年6月29日(火曜日) 午前10時**

※郵送及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

※インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

※インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認をおこなっておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合がございます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにて読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」による議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。

※パスワードを一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

※パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社からお尋ねすることはございません。

操作方法に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524 (受付時間 平日午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに事前にお申し込みいただくことで、当該プラットフォームのご利用が可能となります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

第70期の期末配当につきましては、株主の皆様への安定的かつ継続的な配当を基本方針としながら、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき25円といたしたいと存じます。

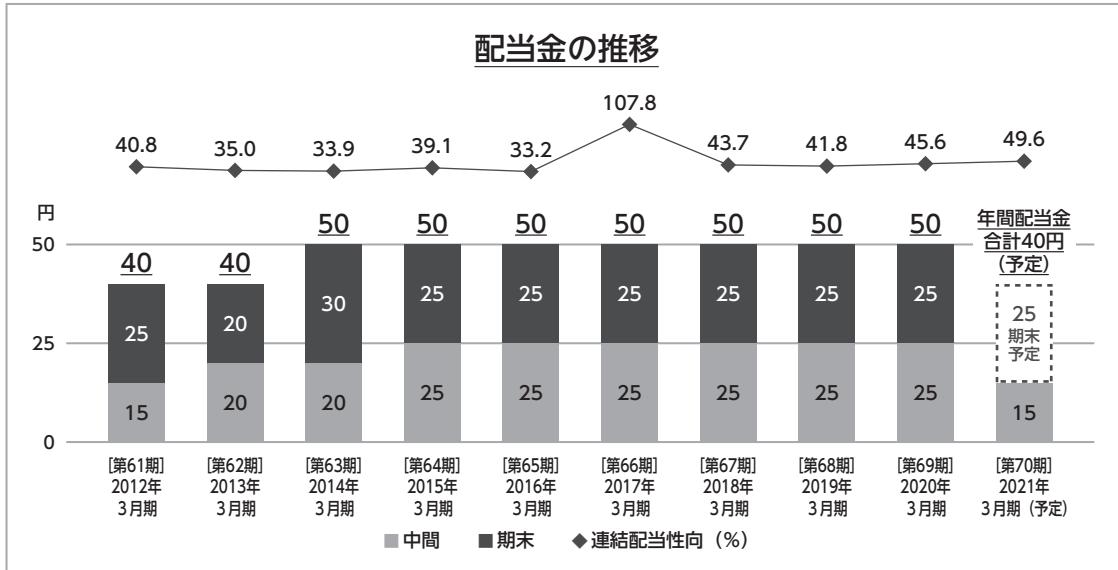
なお、この場合の配当総額は801,287,125円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日といたしたいと存じます。

なお、中間配当を含めた第70期の年間配当金は、1株につき40円となります。

<ご参考>



第2号議案 取締役7名選任の件

現任取締役（7名）は、本株主総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会の答申を経ております。取締役候補者は次のとおりであり、各取締役候補者に関する事項は、9頁から12頁のとおりとなります。

取締役候補者一覧

候補者番号	ふりがな氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況※1	取締役在任期間※3
1	再任 おかやま としお 岡 山 俊 雄	取締役会長	100% (18/18回)	15年
2	再任 いいだ まさみ 飯 田 昌 弥	代表取締役社長 社長執行役員、取締役会議長 指名委員会委員長、報酬委員会委員長※2	100% (18/18回)	10年
3	再任 すだ ひろし 須 田 博	取締役 常務執行役員 企画管理本部長	100% (18/18回)	7年
4	再任 たなべ かずはる 田 邊 和 治	取締役 常務執行役員 軸受事業部長	100% (18/18回)	5年
5	再任 みやぎ さとし 宮 崎 聡	取締役 常務執行役員 免制震事業部長	100% (18/18回)	3年
6	再任 おおむら やすじ 大 村 康 二	社外取締役（独立役員） 指名委員会委員、報酬委員会委員※2	100% (13/13回)	1年
7	新任 みやがわ りか 宮 川 理 加	—	—% (—/—回)	—

※1：取締役会への出席状況は、2020年度（2020年4月1日～2021年3月31日）中に開催された取締役会への出席状況を表しています。

大村康二氏は、2020年6月29日（第69回定時株主総会の会日）に就任したため、出席対象となる取締役会の回数がほかの取締役候補者と異なっております。

※2：当社は、監査役会設置会社ですが、取締役会の諮問機関として任意の指名委員会及び報酬委員会を設置しております。

※3：本株主総会終結時点での期間となります。

候補者
番号

1

おか やま とし お
岡 山 俊 雄 (1952年8月25日生)

所有する当社株式数
41,389株

再任

■取締役在任期間 15年 ■2020年度における取締役会への出席状況 100%(18/18回)

■略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1975年4月	当社入社	2008年6月	当社常務執行役員
2000年4月	当社軸受カンパニー 営業一部長	2009年6月	当社企画管理本部長
2003年6月	当社執行役員	2011年6月	当社代表取締役社長 社長執行役員
2005年4月	当社事業本部 第一事業部長	2017年6月	当社代表取締役会長
2005年6月	当社上席執行役員	2020年6月	当社取締役会長 (現任)
2006年6月	当社取締役		

【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

岡山俊雄氏は、軸受事業部門及び企画管理部門の責任者を通じて得た幅広く豊富な経験と高度の知識を有しており、また、当社の代表取締役社長、代表取締役会長の経験及び直近年では主に子会社であるオイレス E C O(株)の更なる事業基盤の強化・拡大に向けた成長戦略や執行状況の適切な監督にも注力し、職務を適切に遂行していることから、当社及びグループ全体の業務執行の監督に適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

い い だ ま さ み
飯 田 昌 弥 (1957年2月24日生)

所有する当社株式数
26,989株

再任

■取締役在任期間 10年 ■2020年度における取締役会への出席状況 100%(18/18回)

■略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1979年4月	当社入社	2011年7月	当社軸受第一事業部長
2003年12月	当社生産事業部 滋賀工場長	2013年4月	当社企画管理本部 副本部長
2006年6月	当社執行役員	2014年1月	当社生産革新センター長
2006年10月	当社生産事業部 副事業部長	2015年4月	当社企画管理本部長
2009年6月	当社軸受事業部 副事業部長	2016年6月	当社常務執行役員
2010年6月	当社上席執行役員	2017年6月	当社代表取締役社長 社長執行役員 (現任)
2011年6月	当社取締役		

【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

飯田昌弥氏は、生産部門の現場責任者のほか、軸受事業部門及び企画管理部門の責任者を通じて得た幅広く豊富な経験と高度の知識を有しており、また、強いリーダーシップを発揮することで、2021年度からの中期経営計画を含めた当企業グループの経営課題に積極果敢に取り組み、成果をあげることができる能力と経営への貢献が期待できることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

す だ
須 田

ひろし
博 (1959年3月26日生)

所有する当社株式数
16,636株

再任

■取締役在任期間 7年 ■2020年度における取締役会への出席状況 100%(18/18回)

■略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)

1982年4月	当社入社	2016年4月	当社上席執行役員 軸受事業部長
2007年3月	Oiles America Corporation 社長	2018年6月	当社常務執行役員 軸受事業部長
2010年6月	当社執行役員	2021年4月	当社常務執行役員 企画管理本部長(現任)
2014年4月	当社上席執行役員 軸受第二事業部長		
2014年6月	当社取締役(現任)		

【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

須田博氏は、軸受事業の技術部門における経験と、長年にわたる北米子会社の社長としての経験に加え、軸受事業部門の責任者を通じて得た幅広く豊富な経験と高度の知識を有しており、また、2021年4月からは企画管理部門の責任者として、これまでの豊富な経験や高い能力と識見を活かし、更なる企業価値向上に資し、経営への貢献が期待できるものと考えております。このため当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

た なべ かず はる
田 邊 和 治 (1962年9月19日生)

所有する当社株式数
20,510株

再任

■取締役在任期間 5年 ■2020年度における取締役会への出席状況 100%(18/18回)

■略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)

1986年4月	当社入社	2013年5月	オイレスE C O(株) 代表取締役社長
1999年6月	Oiles Tribomet GmbH (現Oiles Deutschland GmbH) 社長	2015年6月	当社上席執行役員
2008年6月	当社企画本部 経営企画部長	2016年6月	当社取締役(現任)
2010年4月	当社生産事業部 滋賀工場長	2017年4月	当社免制震事業部長
2011年6月	当社執行役員	2021年4月	当社常務執行役員 軸受事業部長(現任)

【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

田邊和治氏は、長年にわたる欧州子会社社長としての経験に加え、経営企画部門及び生産現場の責任者のほか、建築機器事業部門のオイレスE C O(株)の社長及び免制震事業部門の責任者を通じて得た幅広く豊富な経験と高度の知識を有しており、また、2021年4月からは軸受事業部門の責任者として、これまでの豊富な経験や高い能力と識見を活かし、軸受事業部門の更なる価値向上に資し、経営への貢献が期待できるものと考えております。このため当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

1)参考

候補者
番号

5

みやざき
宮崎さとし
聡 (1960年11月20日生)所有する当社株式数
7,300株

再任

■取締役在任期間 3年 ■2020年度における取締役会への出席状況 100%(18/18回)

■略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

2013年 7月	当社入社 経理部長	2017年 6月	当社上席執行役員 企画管理本部長
2015年 4月	当社企画管理本部 副本部長 兼 経理部長	2018年 6月	当社取締役 (現任)
2015年 6月	当社執行役員 企画管理本部 副本部長 兼 経理部長	2021年 4月	当社常務執行役員 免制震事業部長 (現任)

【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

宮崎聡氏は、財務・経理分野や資本政策に関する高い知見を持つとともに、企画管理部門の責任者として当該部門全体の体制強化に大きく貢献してまいりました。また、2021年4月から免制震事業部門の責任者として、豊富な経験や高い能力と識見を活かし、当該部門のさらなる事業基盤の強化と価値向上に資し、経営への貢献が期待できるものと考えております。このため当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

6

おおむらやすじ
大村康二

(1954年2月14日生)

所有する当社株式数
1,277株

社外

再任

独立役員

■取締役在任期間 1年 ■2020年度における取締役会への出席状況 100%(13/13回)

■略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1979年 4月	三井石油化学工業(株) (現 三井化学(株)) 入社	2016年 6月	同社副社長執行役員 基盤素材事業本部長
2005年 6月	同社執行役員 基礎化学品企画管理部長 兼 原料購買部長	2018年 4月	同社社長特別補佐 ベトナム・プロジェクト担当
2009年 6月	同社常務取締役 経営企画部長、中国総代表	2019年 4月	同社特別参与
2011年 6月	同社専務取締役 経営企画/ニュービジネス 推進/レスポンシブル・ケア担当	2020年 4月	同社参与 [2020年6月退任]
		2020年 6月	当社社外取締役 (現任)
2013年 4月	同社代表取締役副社長 執行役員 生産・ 技術本部長、SCM/物流/購買担当	2021年 6月	群栄化学工業(株)社外取締役 (予定)

【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

大村康二氏は、長年にわたる会社役員として経営を担った豊富な知識・経験及びこれまで取締役会において発言された意見・助言、さらには任意の指名・報酬委員会委員として当期中に開催されたすべての当該委員会に出席し、適時適切な意見・提言をおこなっております。このため当社社外取締役として当企業グループの経営に有用な意見・助言が期待できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。また、選任後は、引き続き指名・報酬委員会委員及び、本株主総会の決議事項である第4号議案(当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)継続の件)が原案通り承認可決されることを条件に、特別委員会委員として活動いただくことを予定しております。

候補者
番号

7

みやがわりのか
宮川理加 (1960年8月26日生)

所有する当社株式数
24,000株

社外
独立役員
新任

■取締役在任期間 一年 ■2020年度における取締役会への出席状況 ー% (ー/ー回)

■略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1983年4月	富士通マイコンシステムズ(株)入社	2013年7月	同社BPI推進室長 兼 内部監査室長
1985年4月	富士通オーエー(株)入社	2014年7月	同社BPI推進室長
1989年11月	川崎航空サービス(株) (現 ケイライン ロジスティックス(株))入社	2016年6月	同社取締役 (BPI推進室・ 情報システム部担当) [2019年6月退任]

【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

宮川理加氏は、会社役員で経営を担った知識・経験及び法令遵守体制の整備をはじめ、情報システム分野における高度な専門性と豊富な知識・経験を有しており、当社社外取締役として当企業グループの経営に有用な意見・助言に加え、DXやダイバーシティの観点からも同氏の経験と識見がコーポレート・ガバナンスのさらなる充実に資することを期待し、取締役として選任をお願いするものであります。また、選任後は、任意の指名・報酬委員会委員として活動いただくことを予定しております。

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者に関する事項は次のとおりです。

- ① 候補者 大村 康二氏及び宮川 理加氏は、社外取締役候補者であります。
 - ② 大村 康二氏及び宮川 理加氏は、いずれも当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受取る予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
 - ③ 両氏は、いずれも当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
 - ④ 両氏は、いずれも過去10年間に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。
 - ⑤ 両氏が選任された場合、当社は会社法第427条第1項の規定並びに当社定款第26条の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を、大村 康二氏との間で継続し、宮川 理加氏とは新たに締結する予定であります。
 - ⑥ 当社は、大村 康二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。
また、宮川 理加氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、本株主総会で選任された場合、同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害賠償金、争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

参考

【ご参考】

本議案が原案通り承認可決されますと取締役及び執行役員の構成は次のとおりとなります。

<取締役>

地 位	氏 名	担 当
取締役会長	おか やま とし お雄 岡 山 俊 雄	
代表取締役社長	いい だ まさ み 飯 田 昌 弥	社長執行役員、取締役会議長、 指名委員会委員長、報酬委員会委員長
取 締 役	す だ ひろし 須 田 博	常務執行役員 企画管理本部長
取 締 役	た なべ かず はる 田 邊 和 治	常務執行役員 軸受事業部長
取 締 役	みや ざき さとし 宮 崎 聡	常務執行役員 免制震事業部長
取 締 役 (独立役員)	おお むら やす じ 大 村 康 二	社外取締役、指名委員会委員、報酬委員会委員、特別委員会委員(※)
取 締 役 (独立役員)	みや がわ り か 宮 川 理 加	社外取締役、指名委員会委員、報酬委員会委員

※特別委員会委員は、「当社株式の大規模買付行為への対応方針」の委員となります。また本株主総会の決議事項である第4号議案(当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)継続の件)が原案通り承認可決されますと特別委員会は取締役候補者 大村康二氏のほか、監査役 君島得宏氏、前田達宏氏の3名で構成される予定です。

<執行役員>

地 位	氏 名	担 当
上席執行役員	やま もと かず ひろ 山 元 和 宏	生産領域統括
上席執行役員	おく つ きよ ふみ 奥 津 清 文	Oiles India Private Limited社長
上席執行役員	さか いり よし かず 坂 入 良 和	企画領域統括、企画管理本部 経営企画部長
執 行 役 員	う の まさ な 宇 野 正 名	Oiles America Corporation社長
執 行 役 員	よね やま みさお 米 山 操	企画管理本部 総務部長
執 行 役 員	ぬま さわ ひで き 沼 澤 秀 樹	免制震事業部 副事業部長

※取締役を兼務する執行役員は<取締役>に記載。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

2020年6月29日開催の第69回定時株主総会において補欠監査役に選任されました田中耕司氏の選任の効力は、本株主総会開始の時までとされており、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、会社法第343条第1項並びに第3項の規定に基づき、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)
たなか こうじ 田中 耕司 (1951年12月21日) 所有する当社株式の数 一株	1989年7月 阿部税務会計事務所 入所 1995年11月 山本経営会計事務所 入所 [重要な兼職の状況] 2001年3月 田中税務会計事務所 所長(現任) 2015年9月 (株)田中会計 代表取締役(現任)
<p>【補欠の社外監査役候補者とした理由】</p> <p>田中耕司氏は、長年にわたり税理士として豊かな業務経験と専門的な知識を有し、客観的かつ公正な立場から当社の経営を監視していただくことを期待し、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。</p>	

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠の社外監査役候補者に関する事項は、次のとおりです。
- ① 候補者 田中 耕司氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 - ② 同氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受取る予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
 - ③ 同氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
 - ④ 同氏は、過去10年間に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は非業務執行役員になったことはありません。
 - ⑤ 同氏が監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定並びに当社定款第35条の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 - ⑥ 同氏が監査役に就任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害賠償金、争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。同氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第4号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、2006年5月22日開催の当社取締役会において、「大規模買付行為に関する対応策」の導入を決定し、同年6月29日及びその後の有効期限である3年ごとの定時株主総会（直近では2018年6月28日開催の第67回定時株主総会）において株主の皆様のご承認をいただいたうえで継続してまいりました（以下、直近に継続した「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」を「旧方針」といいます。）。

旧方針は、当社株式に係わる大規模な買付行為の提案がなされた際、当該提案内容が当社の企業価値、株主共同の利益に及ぼす影響などについて株主の皆様が的確に判断できるよう大規模買付行為の提案者及び当社取締役会の双方から迅速に必要なかつ十分な情報・意見・提案などの提供がなされ、さらにそれらを検討するための必要かつ十分な時間を確保することを目的としたものであります。旧方針の有効期限は、本株主総会終結の時までとなっております。

当社では、旧方針について、その後の社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる動向及び様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を勘案しつつ、当社企業価値ひいては株主共同の利益を図る観点から、継続の是非も含め、その在り方を検討してまいりました。

その結果、2021年5月26日開催の取締役会において、当社定款第16条に基づき、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、旧方針の一部を変更したうえで、社外取締役2名を含む全取締役の賛成を得て継続することを決議いたしました（以下、変更後の当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針を「本方針」といいます。）。当該取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役4名が出席し、本方針の具体的運用が適正におこなわれることを条件として、継続することについて全監査役が賛成する旨の意見を述べております。また、本方針は、本株主総会における株主の皆様のご承認をもって発効することとし、有効期間は本株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（2024年6月開催予定の当社第73回定時株主総会）の終結の時までとなります。

本方針の主要な変更点は以下のとおりです。

- ① 当社取締役会が大規模買付者に対して提出を求める大規模買付行為に関する必要な情報の一般的な項目の一つとして、当社取締役会が必要であると合理的に判断する情報を追加いたしました。（主な該当頁：本紙24頁）
- ② 株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合の当社取締役会の具体的な対応と株主検討期間について明確化いたしました。（主な該当頁：本紙26頁）
- ③ その他、本方針をより分かりやすいものとするよう、語句の修正、文言の整理等をおこないました。

＜当社株式の大規模買付行為への対応方針を継続する理由＞

当社グループは、「オイルレスベアリングの総合メーカーとして世界のリーダーとなり、技術で社会に貢献する」という経営理念のもと、お客様のニーズに迅速かつ的確に対応した製品開発をおこない、欧米、中国、インド、アセアンを重点としたグローバル展開をおこなうなど、企業価値の向上に向けた取り組みを推進しております。

一方、現時点の日本の資本市場と法制度のもとにおいては、このような当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するような大規模買付行為がなされる可能性は、引き続き存在していると言わざるを得ない状況にあります。

金融商品取引法では、一定の大規模買付行為に対し公開買付を義務付けるとともに、開示や手続きに係るルールを定めておりますが、原則として市場外取引のみを適用対象としており、市場内取引については適用されません。また、突然の敵対的な大規模買付行為がおこなわれる場合には、対象企業からの質問に対し買付者は理由を明らかにしたうえで回答を拒否できること、公開買付期間の上限が実質的に30営業日となる可能性が高いことなどから、株主の皆様に必要な情報と検討期間が確保されないリスクがあると考えられます。

このような状況を踏まえ、引き続き当社株式の大規模買付行為に関して、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従っておこなわれることが企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、情報提供と検討期間の確保に関する一定のルールを設ける必要があると考え、本株主総会において、下記内容のとおり、旧方針の一部を変更したうえで継続することをお諮りするものであります。

記

1. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上していくことを可能とする者でなければならないと考えております。

当社は、大規模買付者による大規模買付行為（後記3. (2)「本方針の対象となる当社株式の買付」で定義されます。以下同じとします。）がなされた場合、これを受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様意思に基づき決定されるべきことと考えております。また、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされた場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではないと考えております。

しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、株主や取締役会が買付提案の内容等について検討し、あるいは取締役会が代替案を提示するための合理的に必要なかつ十分な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値ひいては株

主共同の利益の確保・向上に資さないものも少なくありません。特に、当社が掲げるビジョンに基づく企業価値向上のためには、世界的に優れた独自の技術を有するオイルレスベアリング製造会社としての社会的責任を全うし、顧客との間で長期的な信頼関係・取引関係を確立・維持することが必要不可欠であります。かかる事実が大規模買付者により十分理解されることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させられなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為をおこなう者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

(1) 当社の企業理念

当社は、「オイルレスベアリングの総合メーカーとして世界のリーダーとなり、技術で社会に貢献する」という経営理念の下、独創的な研究開発によって摩擦・摩耗・潤滑というコア技術を極め、これをグローバルに展開し、それにより社会に貢献することを今日の経営の基本としております。

当社は、ベアリングを単なる「軸受」としてではなく「Bear」（耐える、支える、伝える、運ぶ）として大きく捉え、技術によって社会に貢献することを、創業以来の企業姿勢としてまいりました。これによって、産業のあらゆる分野で機器の小型化・高性能化、省エネルギー化や低公害化に貢献し、かつ人々の安心と快適、そして地球環境を考えた社会づくりに役立つことが私達の使命と考えており、これらを実践することが、当社の企業価値の源泉であると考えております。

これに基づき当社は、

- ① 優れた摩擦・摩耗及び潤滑の技術に支えられた無給油あるいは給油回数を減少させるオイルレスベアリング
- ② 尊い人命や住まい、交通・通信・エネルギー供給などの都市機能を地震の被害から守り、安全を確保する免震・制震装置
- ③ 火災時の安全を確保する排煙・遮煙システムや、自然の光をコントロールしたり爽やかな風を利用して、省エネルギーで快適かつ安全な生活を提案する採光・遮光並びに換気システム

の開発に取り組んでまいりました。そして、自動車をはじめとする技術の変革とニーズに対応しつつ、世界初、世界一の高性能製品・技術の開発に力を注ぎ、絶えず新製品を市場に投入することで「なくてはならない企業」として市場競争力を強化しております。

また、これらの製品の生産にあたって、優れた生産方式であるNPS（ニュー・プロダクション・システム）を導入・推進して生産の効率向上を図るとともに、環境マネジメントシステムに関する国際規格ISO14001を取得するなど環境に配慮した生産活動をおこなっております。

また、「OTEC」と名付けた全社的体質強化活動に取り組み、「活性化の追求＝活力を生む企業風土づくり」「効率化の追求＝事業の絶え間ない改善と向上」を図り健全で強靱な企業体質を作り続けていくことで継続的な企業価値の向上を目指しております。

(2) 「中長期経営計画」等による企業価値向上への取り組み

当社は、以下の長期ビジョンを掲げ、中期経営計画と年次経営計画を連動させ、グローバル市場でのオイレスブランドの確立に向けた取り組みを推進するため2022年3月期を始期とする中期経営計画（2021年度～2023年度）を策定しスタートさせました。「選択と集中」をグループ全体にわたって徹底し、企業体質の強化や、技術力と生産性の向上を図ります。加えて、コンプライアンスの徹底やコーポレートガバナンス・コードを踏まえての社内体制強化、CSR活動の更なる推進等の取り組みにより、株主様やお客様をはじめとするステークホルダーの皆様へ「安心」「安全」「快適」を届け、皆様からの信頼と共感を得られるよう今後も、中期経営計画に基づき、グローバルな事業展開に一層の拍車をかけ、当社の企業価値向上、ひいては株主共同の利益の確保を目指してまいります。

【長期ビジョン】

- ・世界が求める製品と技術を通して、地球環境の保全に寄与し、「安心」「安全」「快適」を届ける企業
- ・トライボロジー技術（摩擦・摩耗・潤滑）とダンピング技術（振動制御）を究め、「世界に一つ」の製品を創り出す市場創造企業
- ・高い社会貢献性を有する事業により、社会的責任（CSR）を果たし、持続可能な社会の実現に役立つ企業

【中期経営方針（2021年度～2023年度）】

- 1) グローバル経営を推進し、各事業が成長目標を実現する
- 2) 選択と集中により、経営資源を有効活用し、技術力の強化と生産性を向上させる
- 3) 社員の多様性を尊重し、会社とともに成長できる環境、風土をつくる

(3) 「コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化」等による企業価値向上への取り組み

当社ではコーポレート・ガバナンスを重要な経営課題と位置づけ、市場の変化に応じた機動的な経営意思決定、権限委譲による合理的かつ健全で透明度の高い経営体制及び組織を整備するとともに、必要な施策を実施し、当社の発展と企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ることを基本的な考え方としております。

これに基づき、業務執行機能と監督・監視機能の区分の明確化及び経営戦略の意思決定の迅速化と効率化による取締役会機能強化の観点から、2003年6月から執行役員制度を導入しております。また、外部の人材を登用することにより経営の透明性、公正性をより一層高めるため2名の社外取締役、2名の社外監査役を選任しております。

当社取締役会は、適切な業務執行の決定及び監督機能の点から取締役会の実効性を分析・評価するため、毎年、全取締役及び監査役に対し、取締役会実効性評価を実施しております。取締役会は、取締役会実効性評価に記載された取締役及び監査役の評価結果に基づき、取締役会の実効性を分析・評価しております。取締役会は、本取り組みを通じて、より実効性の高い取締役会の実現を目指し、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実・強化に取り組んでまいります。

また、取締役の指名並びに取締役及び執行役員の報酬決定については、これら意思決定プロセスの客観性、透明性、公正性を確保することを目的として、2018年10月の取締役会において取締役会の諮問機関として任意の指名委員会、報酬委員会を設置しております。取締役会は、両委員会への諮問・答申のプロセスを経たうえで、これら指名、報酬の内容について決定しております。

このほか、当社は、企業の社会的責任（CSR）の推進が社会の持続可能な発展に寄与するものであり、さらには当社の企業価値向上にも寄与するという考えのもと、CSRの推進を企業活動の主軸と位置付けております。これを踏まえ社長を議長とする「CSR推進会議」を設置し、中長期的な企業価値向上に資するCSR課題の把握と推進をおこなう体制としております。

また、企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠なものであるとの認識の下、当社社是の一つである「Liberty & Law」を基盤とするコンプライアンス経営体制の確立にも努めております。一つは、コンプライアンス全体を統括する組織として、CSR推進会議の直属組織となる「コンプライアンス部会」のもと、「オイレスグループ企業行動憲章」及び「企業行動規範」に従ったコンプライアンスの推進、教育、研修の実施、加えて内部通報制度についても体制を構築し運用しております。

さらに、リスク管理の観点からは、当社の事業に関する様々なリスクの洗い出し、予防、リスクが発生した場合の迅速かつ確な対応及び再発防止を図るための組織として、CSR推進会議の直属組織となる「リスク管理部会」についても設置しております。

当社は引き続き上記諸施策等の推進により、コーポレート・ガバナンスの強化充実を図り、さらなる当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に繋げてまいります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は事業報告の60頁に記載のとおりです。

(4) 積極的な株主還元

当社は、通期における業績と今後の業績予想を踏まえ、将来の経営基盤強化のための投資と株主の皆様への利益還元等を考慮しつつ、安定的かつ継続的な配当を基本とし、連結最終利益の30%以上の配当をおこなってまいりました。

配当金につきましては、旧方針の継続以降2019年3月期 1株あたり50円（連結配当性向41.8%）、2020年3月期 1株あたり50円（連結配当性向45.6%）の年間配当金を実施し、2021年3月期につきましてはコロナショックによる影響も加味しつつ継続的な配当として1株あたり40円（連結配当性向49.6%）を予定しております。

今後につきましても長期的な視点から株主の皆様への利益還元に努めてまいります。

3. 本方針の内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み）

(1) 本方針継続の目的

本方針は、会社法施行規則第118条第3号ロ（2）に定める、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして旧方針の内容を一部変更し、本方針として継続するものです。

当社は、当社株式に対する大規模買付行為がおこなわれた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えられるものではありません。また、支配権の移転を伴う大規模買付行為がなされた場合にそれに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様ご意思に基づきおこなわれるべきものと考えております。そして、株主の皆様が適切な判断をおこなうためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。特に、当社の企業価値を正確に把握するには、当社の事業内容、保有する技術に対する深い理解が必要であることから、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価・検討するに際しては、大規模買付者から提供される情報のみを参考とするのではなく、当社の事業内容、保有する技術を熟知している当社取締役会から提供される大規模買付行為に対する評価・見解等が極めて大切であります。

しかしながら、前述のとおり、大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、株主や取締役会が買付提案の内容等について検討し、あるいは取締役会が代替案を提示するための合理的に必要なかつ十分な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分又は不相当であるもの、当社の企業価値の維持・増大に必要な不可欠なステークホルダーとの関

係を破壊する意図のあるもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資さないものも少なくありません。

以上の状況を踏まえ、当社取締役会は、当社株式に対して大規模買付行為がおこなわれた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従っておこなわれることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置である買収防衛策として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、旧方針の内容を一部変更し、本方針として継続することといたしました。

本方針の概要（大規模買付行為開始時のフロー）につきましては、別紙1（本紙35頁）をご参照ください。

(2) 本方針の対象となる当社株式の買付

本方針の対象となる当社株式の買付とは、①特定株主グループ¹の議決権割合²を20%以上とすることを目的とする当社株券等³の買付行為、②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても、市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。）、又は、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下同じとします。）との間における、当該他の株主が共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、若しくは、当該他の株主との間に一方が他方を実質的に支配し若しくは共同ないし協調して行動する関係⁴を樹立する行為⁵（結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる場合に限ります。以下、これらのいずれかに該当する行為（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した場合を除きます。）を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為をおこなう者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注：1～5の注釈を34頁に記載しております。

(3) 特別委員会の設置

当社取締役会は、本方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、旧方針と同様に特別委員会規程（概要につきましては、別紙2（本紙36頁）をご参照ください。）に基づき、特別委員会を設置いたします。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行をおこなう経営陣から独立している社外取締役及び社外監査役のいずれかに該当する者の中から選任することといたします。なお、現在、旧方針に基づき設置している特別委員会の委員である社外監査役の君島得宏氏、前田達宏氏は、本方針としての継続後も引き続き特別委員会委員に就任し、社外取締役である大村康二氏が新たに就任する予定でございます（略歴につきましては、別紙3（本紙37頁）をご参照ください。）。

本方針においては、後記5. (1)に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合に対抗措置をとるとき及び後記5. (3)に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合に例外的に対抗措置をとるとき等、本方針に係る重要な判断に際しては、原則として特別委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものといたします。

なお、特別委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、必要に応じて独立した第三者である弁護士、会計士、ファイナンシャル・アドバイザー等の外部専門家から、当社の費用負担により助言を得ることができるものとします。

(4) その他

会社法、金融商品取引法その他の法律並びにそれらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等（以下、総称して「法令等」といいます。）に改正（法令等の名称の変更や従前の法令等を継承する新たな法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本方針において引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

4. 大規模買付ルールの内容について

(1) 概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会や株主総会において当該大規模買付行為について評価・検討をおこなうための期間を設け、かかる評価・検討期間経過後にのみ、大規模買付者は大規模買付行為を開始することができるというものです。

(2) 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出及び当社への必要情報の提供

① 大規模買付者が大規模買付行為をおこなおうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず当社取締役会宛に大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により提出していただきます。

- (a) 大規模買付者の名称
- (b) 大規模買付者の住所
- (c) 代表者の氏名
- (d) 大規模買付者が在外者である場合には設立準拠法及び国内連絡先
- (e) 提案する大規模買付行為の概要
- (f) 本方針に定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

② 当社取締役会は、(2)①の(a)~(f)までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリスト（以下「必要情報リスト」といいます。）を記載した書面を交付します。そして大規模買付者には、必要情報リストの記載に従い、本必要情報を日本語で記載した書面を当社取締役会に提出していただきます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

(a) 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、主要な株主又は出資者及び重要な子会社、関連会社を含み、大規模買付者がファンド又はその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者（直接、間接を問いません。）その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的におこなっている者を含みます。）の詳細（大規模買付者の名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容、内部統制システムに関する情報、反社会的勢力等との関連性、意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験及び今後の競業可能性等に関する情報を含みます。）

- (b) 大規模買付行為の目的（なお、支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます。）をおこなうことその他の目的がある場合には、その旨及びその概要を含みます。また、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、方法及び内容（大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、投下資本の回収方針、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、大規模買付行為完了後の許認可等維持の可否、規制遵守の可能性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性、大規模買付行為完了後更に当社株式を取得する予定がある場合にはその旨及びその理由、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由等を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。)
- (c) 当社株式の取得対価の算定根拠及び算定経緯（算定の前提となる事実、算定方法、算定機関と当該算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及び資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- (d) 大規模買付行為の完了後に想定している当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（大規模買付者と当社及び当社株主との間の利益相反を回避するための具体的措置についての考え方を含みます。以下「買付後経営方針等」といいます。)
- (e) 大規模買付行為の完了後に想定している当社及び当社グループの役員構成（候補者の氏名及び略歴、就任に関する候補者の内諾の有無、並びに当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- (f) 大規模買付行為の完了後における当社及び当社グループの顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関しての変更の有無及びその内容
- (g) その他、当社取締役会が必要であると合理的に判断する情報

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定する場合があります。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、上記に基づき、当初提供していただいた本必要情報を当社取締役会が精査した結果、当該本必要情報が当社株主の皆様判断又は当社取締役会としての意見形成に際して、大規模買付行為を評価・検討するための情報として不十分であると判断した場合、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限（最初に本必要情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）を定めた上で、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

また、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が全て揃わなくとも、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記(3)の検討を開始する場合があります。

- ③ 当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実については、法令等及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時・適切に開示いたします。また、当社取締役会に提供された本必要情報が、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、法令等及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時・適切に開示いたします。

なお、当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するために必要かつ十分な本必要情報の全てが大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送し、その旨を法令等及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時・適切に開示いたします。

(3) 当社取締役会による本必要情報の評価・検討等

- ① 当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定いたします。
- ② 取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である弁護士、会計士、ファイナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、特別委員会からの勧告がある場合には、その勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会として意見をとりまとめ、法令等及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時・適切に開示いたします。
- ③ 当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉することや、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(4) 取締役会の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議をおこなうものとしします。

また、当社取締役会は、特別委員会が対抗措置の発動について勧告をおこない、その可否について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様にも本方針による対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

その場合、当社取締役会は、当社取締役会において具体的な対抗措置の内容を決定したうえで、対抗措置の発動についての承認を議案とする当社株主総会の招集手続を速やかに実施するものとしします。具体的には、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日を定め、当該基準日の2週間前までに公告をおこなうものとしします。当該株主総会において議決権を行使することのできる株主は、基準日における最終の株主名簿に記録された株主としします。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとしします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した本必要情報、本必要情報に対する当社取締役会の意見、特別委員会の勧告、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集ご通知とともに送付し、その旨を法令等及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時・適切に開示いたします。

株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとしします。具体的には、当該株主総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が否決された場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。この場合、当該株主総会の終結の時をもって株主検討期間は終了することとしします。他方、当該株主総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が可決された場合には、その終結後、速やかに当社取締役会は対抗措置を発動するために必要となる決議をおこないます。この場合、当該取締役会終結の時をもって株主検討期間は終了することとしします。また、当該株主総会の結果は、当該株主総会決議後、法令等及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時・適切に開示いたします。

(5) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、取締役会評価期間終了までを、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間をあわせた期間の終了までを大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、公開買付の開始を含む大規模買付行為は実施できないものとします。従って、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

5. 大規模買付行為が実施された場合の対応

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、特別委員会の勧告を経たうえで、新株予約権の無償割当等、法令等及び当社定款が認める対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が買収防衛をおこなうために必要かつ相当な範囲で、最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当をおこなう場合の概要は原則として別紙4（本紙38頁）に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をおこなう場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及びその他の行使条件を設けることがあります。

なお、当社取締役会は、特別委員会による当該勧告の概要その他特別委員会が必要と認める事項について、当社取締役会決議後、法令等及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時・適切に開示いたします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、仮に当社取締役会が当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付行為についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

大規模買付者の大規模買付行為に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為及び当社が提示する当該大規模買付行為に対する意見・代替案等をご考慮のうえ、ご判断をいただくこととなります。

(3) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合の例外措置

大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が例えば以下の(a)から(h)のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、例外的に当社取締役会は、取締役の善管注意義務に基づき、特別委員会の勧告を経たうえで、また、必要に応じて株主総会の承認を得たうえで、当社の企業価値ひいては株主の皆様の利益を守ることを目的として、必要かつ相当な範囲内で、上記(1)に記載の対抗措置をとることがあります。当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かの検討及び判断については、その判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、弁護士、会計士、ファイナンシャル・アドバイザー等の外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）及び当該大規模買付行為が株主共同の利益に与える影響等を検討し、特別委員会の勧告を経たうえで判断することといたします。

なお、当社取締役会は、上記(1)同様、特別委員会による当該勧告の概要その他特別委員会が必要と認める事項について、当社取締役会決議後、法令等及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時・適切に開示をいたします。

(a) いわゆるグリーンメーラー等である場合

真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株券等を会社関係者に引き取らせる目的で株券等の買収をおこなっている場合ないし株券等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にある場合

(b) いわゆる焦土化目的である場合

当社の経営を一時的に支配して当社又は当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営をおこなう目的で株券等の取得等をおこなっている場合

(c) 資産流用目的である場合

当社の経営を支配した後に、当社又は当社グループの資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株券等の取得等をおこなっている場合

(d) 高配当・売り抜け目的である場合

当社の経営を一時的に支配して又は当社グループの事業に当面関係していない不動

産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株券等の取得等をおこなっている場合

(e) 強圧的二段階買収等の場合

最初の買付けで全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株券等の買付をおこなうことなど株主に当社株式の売却を事実上強要するおそれがある買収等であると判断される場合

(f) 買付条件が不十分と判断される場合

大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれに限りません。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分又は不適切であると判断される場合

(g) 経営方針が不十分と判断される場合

大規模買付者による買付後の経営方針等が不十分又は不適切であるため、当社グループの事業の成長性・安定性が阻害され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合

(h) 企業価値が毀損される場合

大規模買付者による支配権獲得により、当社の株主の皆様はもとより、当社グループの持続的な企業価値増大の実現のために必要不可欠な、顧客、取引先、従業員、債権者その他利害関係者との関係を破壊するなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合又は中長期的な将来の企業価値との比較において、大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、著しく劣後すると判断される場合

(4) 対抗措置発動の停止又は変更について

上記(1)又は(3)のとおり、当社取締役会又は株主総会において具体的対抗措置を講じることを決議した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更をおこなった場合など、対抗措置を発動する必要がなくなったと当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の停止又は変更等をおこなうことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当をおこなう場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、又は無償割当がおこなわれた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更をおこなうなど対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当の効力発生日の前日までの間は新株予約権の無償割当等を中止する方法により、また、新株予約権の無償割当後、行使期間開始日の前日までの間は、当社による当該新株予約権の無償取得の方法により、対抗措置の発動の停止をおこなうことができるものとします。当社取締役会は、このような対抗措置の発動の停止又は変更等をおこなう場合は、法令等及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時・適切に開示いたします。

6. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見等を提供することを目的としております。これにより、株主の皆様は、十分な情報及び提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えております。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切にご判断をおこなううえでの前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5. 「大規模買付行為が実施された場合の対応」に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合又は大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、法令等及び当社定款により認められている対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者及びこれと一定の関係にある者並びに当社株主全体の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為をおこなう大規模買付者及びこれと一定の関係にある者を除きます。以下、本項において同じとします。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを選定した場合には、法令等及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時・適切に開示いたします。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を実施する場合には、新株予約権の割当期日において株主名簿へ記録されている株主の皆様に対して割当を実施します。株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割当を受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が「大規模買付者等でないこと」等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当を中止し、又は当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等をおこなった株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

7. 本方針の適用開始、有効期間、継続及び廃止

本方針は、本株主総会における株主の皆様のご承認をもって発効することとし、有効期間は本株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（2024年6月開催予定の当社第73回定時株主総会）の終結の時までとします。

但し、本方針は、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本方針を廃止する旨の決議がおこなわれた場合、②当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本方針を廃止する旨の決議がおこなわれた場合には、本方針はその時点で廃止されるものといたします。

また、本方針の有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しをおこない、株主総会の承認を得て本方針の変更をおこなうことがあります。

このように、本方針について継続、変更、廃止等の決定をおこなった場合、当社取締役会は、その内容につきまして、法令等及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時・適切に開示いたします。

なお、当社取締役会は、本方針の有効期間中であっても、本方針に関する法令等の新設又は改廃がおこなわれ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正をおこなうのが適切である場合、今後の司法判断等の動向及び金融商品取引所その他の公的機関の対応等、株主の皆様の不利益を与えない場合には、必要に応じて特別委員会の賛同を得たうえで、本方針の内容を変更することがあります。

当社取締役会は、かかる変更が本方針の基本的事項に関するものであり、株主の皆様のご意思を確認する必要があると考える場合には、改めて株主総会において株主の皆様にご変更をお諮りいたします。

8. 本方針の合理性について（本方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（以下、「指針」といいます。）の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、高度の合理性を有するものです。

また、指針の定める上記三原則を基本としつつ、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1 - 5 いわゆる買収防衛策」の内容その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上をもって導入・継続されていること

本方針は、上記3. (1)「本方針継続の目的」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し又は株主の皆様のために買付者等と交渉をおこなうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入・継続したものです。

また、本方針の継続は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意思によって本方針の廃止も可能であることから、本方針が株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(3) 株主意思を反映するものであること

本方針は、本株主総会における株主の皆様のご承認をもって発効することとしており、旧方針からの継続につき、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本方針として継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本方針を廃止する旨の決議がおこなわれた場合には、本方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

本方針における対抗措置の発動は、上記5.「大規模買付行為が実施された場合の対応」に記載のとおり、当社の業務執行をおこなう経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、本方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本方針の透明な運用を担保するための手続も確保されております。

(5) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本方針は、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって、いつでも廃止することが可能です。従って、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、取締役の任期は1年のため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度におこなうことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

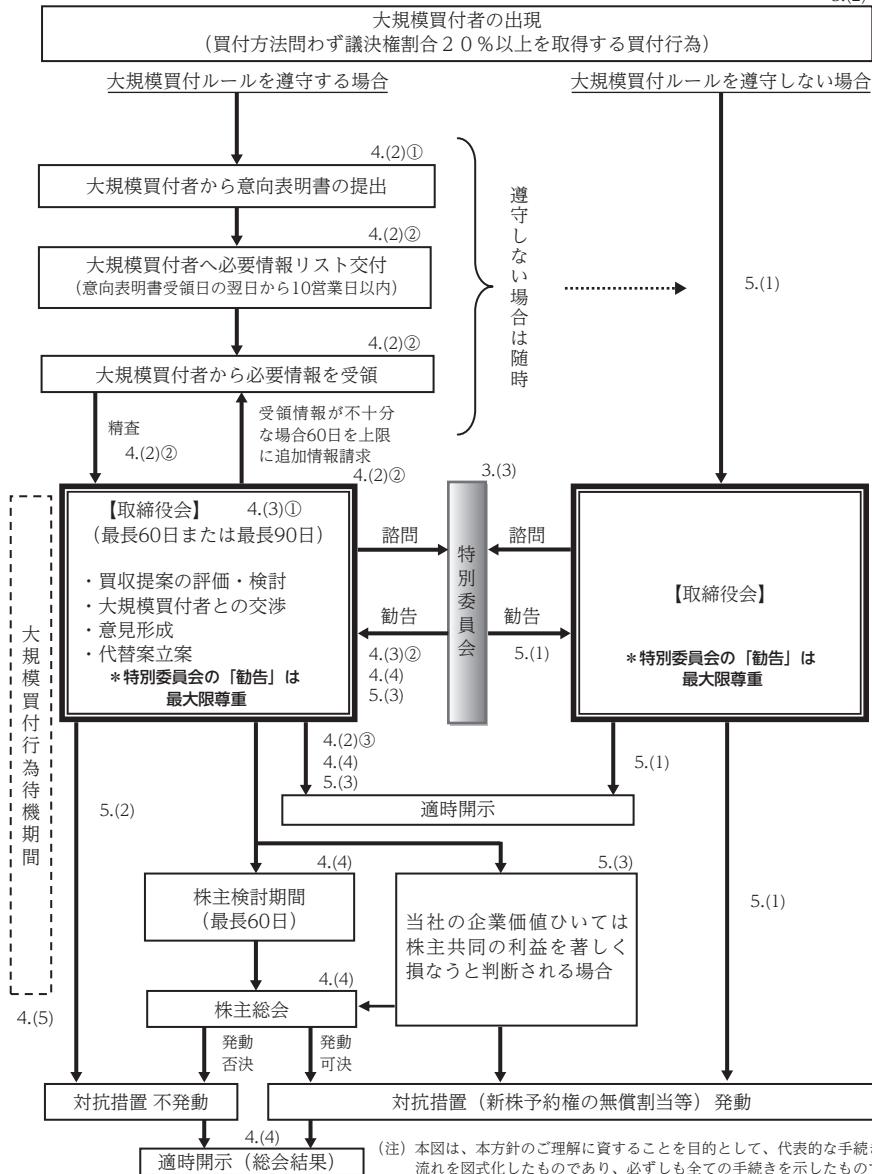
以上

- 1 特定株主グループとは、(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場においておこなわれるものを含みます。）をおこなう者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。以下同じとします。
- 2 議決権割合とは、(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。）又は、(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものといいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。以下同じとします。
- 3 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものとします。以下同じとします。
- 4 ある株主と他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係等の形成や、当該株主及び当該他の株主が当社に対して直接、間接に及ぼす影響等を基礎におこなうものとします。
- 5 かかる行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき合理的におこなうものとします。なお、当社取締役会は、かかる行為に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

本方針の概要

(大規模買付行為が開始された場合のフローチャート)

3.(2)



(注) 本図は、本方針のご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。また、本図中に記載の番号は、本文中に該当する主な項番を示します。

特別委員会規程の概要

- ・特別委員会は、当社取締役会の決議により設置する。
- ・特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行をおこなう経営陣から独立している当社社外取締役及び社外監査役のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議により選任される。
- ・特別委員会の委員の任期は、その就任の日から3年間とする。但し、本方針の有効期間が満了した場合、株主総会において本方針を廃止する旨の決議がおこなわれた場合又は取締役会において本方針を廃止する旨の決議がおこなわれた場合、本方針の終了又は廃止と同時に委員の任期は満了する。また、特別委員会の委員が社外取締役又は社外監査役でなくなった場合（社外取締役又は社外監査役として再任された場合を除く。）には、特別委員会の委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・特別委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容をその理由及び根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この特別委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定をおこなう。
 - ① 大規模買付行為に対抗するための新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令及び当社定款が認める対抗措置の発動（大規模買付行為が株主共同の利益を著しく損なうか否かの検討及び判断を含む）
 - ② 対抗措置の発動に伴う株主総会開催の要否
 - ③ 対抗措置の発動の停止
 - ④ 本方針に係る重要な事項
 - ⑤ その他、当社取締役会が特別委員会に勧告を求める事項
- ・特別委員会は、必要に応じて独立した第三者である弁護士、会計士、ファイナンシャル・アドバイザー等の外部専門家から、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- ・特別委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれをおこなう。

特別委員会委員略歴

本方針継続後の特別委員会委員は、以下の3名を予定しております。

【新任】 おおむら やすじ
大村 康二 (1954年2月14日生)
【略歴】

1979年4月 三井石油化学工業(株) (現 三井化学(株)) 入社
2005年6月 同社 執行役員 基礎化学品企画管理部長 兼 原料購買部長
2009年6月 同社 常務取締役 経営企画部長、中国総代表
2011年6月 同社 専務取締役 経営企画/ニュービジネス推進/レスポンシブル・ケア担当
2013年4月 同社 代表取締役副社長 執行役員 生産・技術本部長、SCM/物流/購買担当
2016年6月 同社 副社長執行役員 基礎素材事業本部長
2018年4月 同社 社長特別補佐 ベトナム・プロジェクト担当
2019年4月 同社 特別参与
2020年4月 同社 参与[2020年6月退任]
2020年6月 当社 社外取締役 (現任)
2021年6月 群栄化学工業(株) 社外取締役 (予定)

※ 大村 康二氏は、会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。

【再任】 きみじま のりひろ
君島 得宏 (1951年6月3日生)
【略歴】

1975年4月 キヤノン(株) 入社
2003年4月 キヤノンシステムアンドサポート(株) 執行役員
2006年1月 同社 常務執行役員
2009年3月 同社 取締役 常務執行役員
2011年4月 同社 取締役 専務執行役員
2013年3月 同社 常勤監査役
2015年4月 同社 顧問[2016年3月退任]
2015年6月 当社 社外監査役 (現任)
2017年10月 (株)アーキテクト 社外監査役[2019年6月退任]

※ 君島 得宏氏は、会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。

【再任】 まえだ たつひろ
前田 達宏 (1961年4月21日生)
【略歴】

1989年10月 サンワ・等松青木監査法人 (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所[2006年12月退所]
1994年8月 公認会計士登録
2007年1月 前田達宏公認会計士事務所 代表 (現任)
2007年2月 税理士登録
2015年7月 日本ビューホテル(株) 社外監査役[2019年9月退任]
2018年6月 当社 社外監査役 (現任)

※ 前田 達宏氏は、会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。

なお、社外取締役 大村 康二氏、社外監査役 君島 得宏氏と前田 達宏氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

新株予約権の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及びその割当方法
当社取締役会で定める一定の日（以下、「割当期日」という。）における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当をおこなう。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合をおこなう場合は、所要の調整をおこなうものとする。
3. 株主に割り当てる新株予約権の総数
割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当をおこなうことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。但し、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定していない。

以上

(提供書面)

事業報告

(2020年 4 月 1日から
2021年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における国内経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大と緊急事態宣言の発出による経済活動の制限などにより著しい景気減退を余儀なくされました。製造業においては特に輸出減少の影響が極めて大きく、感染の沈静化を比較的早期に進めた中国では持ち直しがみられたものの、製造業全体としての改善ペースは鈍く、コロナショックによる景気減退は引き続き当企業グループにも影響を与えております。このような環境にあって、当企業グループでは国内においては時差出勤やリモートワーク等の感染対策を取りながらの営業活動、研究開発、工場の操業維持に取り組み、また海外関係会社では中国・インド・米国において各国行政府からの要請に応じて工場の操業を停止するなどの対応を実施してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は52,977百万円（前期比11.9%減）、営業利益は3,138百万円（前期比33.9%減）、経常利益は3,762百万円（前期比25.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,525百万円（前期比26.4%減）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

区 分	第69期 (前連結会計年度) 2020年3月期		第70期 (当連結会計年度) 2021年3月期	
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率
軸 受 機 器	百万円 41,542	% 69.0	百万円 35,179	% 66.3
構 造 機 器	11,352	18.9	10,519	19.9
建 築 機 器	5,903	9.8	6,045	11.4
そ の 他	1,409	2.3	1,269	2.4
調 整 額 (注)	△42	－	△37	－
合 計	60,165	－	52,977	－

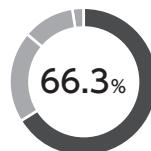
(注) 調整額はセグメント間の内部売上高又は振替高であります。

軸受機器

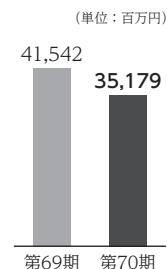
新型コロナウイルス感染症の感染拡大により国内市場、海外市場ともに急激な需要の減退に見舞われましたが、その影響は特に上期では大きかった一方、下期からは自動車向け製品を中心に回復基調に転じました。一般産業機械向け製品においては、製造業全般の設備投資減退が売上減少に影響した一方、インフラ関連やメンテナンス需要は底堅く推移いたしました。自動車向け製品は、世界的な自動車生産台数減少の影響を受けましたが、徐々に売上与利益は上向き、特に中国市場においては4月以降の急回復により前年並みまで回復いたしました。

この結果、軸受機器セグメントの売上高は35,179百万円(前期比15.3%減)、セグメント利益は1,100百万円(前期比58.7%減)となりました。

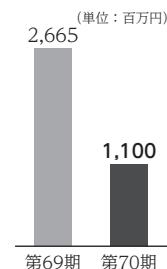
売上構成比率



売上高



営業利益



構造機器

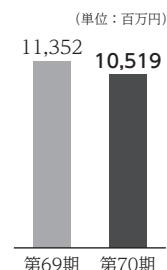
橋梁向け製品、建築向け製品ともにコロナショックの影響をほぼ受けず、工事進行とともに順調に売上が立ちました。橋梁向け製品においては、積極的な営業活動によって新規に獲得した物件が売上与利益に寄与しましたが、前年に比べて大型プロジェクトは減少いたしました。建築向け製品については、大型物流施設の建設増加や再開発案件が順調に進み、これらに対する積極的な営業活動により売上与利益を確保いたしました。

この結果、構造機器セグメントの売上高は10,519百万円(前期比7.3%減)、セグメント利益は1,675百万円(前期比9.9%減)となりました。

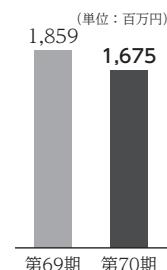
売上構成比率



売上高



営業利益

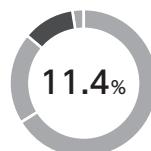


建築機器

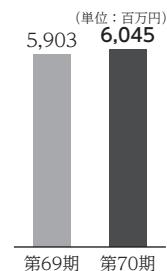
ビル向け事業の主力製品であるウィンドウ オペレーターは、感染症対策による換気需要の高まりから換気利用に注目が集まり、物件数が急増、前年同期を上回る売上、利益となりました。住宅機器事業の主力製品である外付けブラインド「ブリユ」は、感染拡大の影響で新築住宅向けの売上が落ち込んだものの、省エネや防災対策のニーズからリフォーム市場は堅調に推移し、住宅機器事業全体としては前年並みの売上となり、利益を確保することができました。

この結果、建築機器セグメントの売上高は6,045百万円(前期比2.4%増)、セグメント利益は357百万円(前期比82.2%増)となりました。

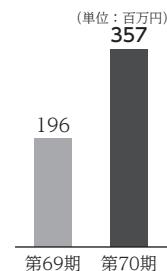
売上構成比率



売上高



営業利益



② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は4,284百万円であります。その主な内容は、当社での藤沢事業場の再開発などであります。

③ 資金調達の状況

「株式給付信託（従業員持株会処分型）」を2020年11月に再導入したことに伴い、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者とする「株式給付信託（従業員持株会処分型）契約書」を締結し、本信託契約に基づいて設定される信託における借入金932百万円を連結貸借対照表に計上しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第67期 2018年3月期	第68期 2019年3月期	第69期 2020年3月期	第70期 (当連結会計年度) 2021年3月期
売上高	59,050	61,360	60,165	52,977
経常利益	5,283	5,247	5,072	3,762
親会社株主に 帰属する当期 純利益	3,583	3,738	3,432	2,525
1株当たり 当期純利益	114円37銭	119円49銭	109円62銭	80円63銭
総資産	72,607	79,315	79,887	80,615
純資産	58,839	59,806	60,642	62,557

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第68期の期首から適用しており、第67期の「総資産」の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当する会社はありません。
- ② 子会社の状況（2021年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
オイレス E C O 株式会社	百万円 200	% 100.0	建築機器製品等の製造販売・施工及び保守・点検
オイレス西日本販売株式会社	46	100.0	軸受機器製品及び伝導装置用品の販売
オイレス東日本販売株式会社	20	100.0	軸受機器製品及び伝導装置用品の販売
ユニプラ株式会社	78	100.0	軸受機器・構造機器製品等及び合成樹脂製品の製造販売
株式会社リコーキハラ	138	100.0	軸受機器・構造機器製品等及び銅合金鋳造品の製造販売
ルービィ工業株式会社	92	100.0	軸受機器・構造機器製品等の製造販売
オーケー工業株式会社	25	100.0	軸受機器製品等の製造販売
株式会社免震エンジニアリング	10	100.0	免震・制震に関するエンジニアリングサービス
Oiles America Corporation	千米ドル 2,200	100.0	軸受機器製品等の製造販売
Oiles Deutschland GmbH	千ユーロ 51	100.0	軸受機器製品等の販売
Oiles Czech Manufacturing s.r.o.	千チェココルナ 100,000	100.0	軸受機器製品等の製造販売
上海自潤軸承有限公司	千人民元 22,587	90.0	軸受機器製品等の製造販売
自潤軸承(蘇州)有限公司	千人民元 75,543	100.0	軸受機器製品等の製造販売
Oiles (Thailand) Company Limited	千バーツ 104,000	70.0	軸受機器製品等の製造販売
Oiles India Private Limited	千インドルピー 800,000	99.9 間接0.1	軸受機器製品等の製造販売
阪依鐳斯貿易(上海)有限公司	千人民元 2,180	間接100.0	建築機器製品等の販売

※1：Oiles Brasil Eireli は2021年3月25日付で営業活動を休止し、休眠会社となりました。

※2：Oiles France SAS は2021年3月27日付で清算いたしました。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

参考

(4) 対処すべき課題

当企業グループを取り巻く事業環境は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、SDGsをはじめとする社会課題に対する責任の高まりなど、大きく変化しております。喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症については、リモートワークや職場環境の整備などさまざまな感染対策に取り組み、従業員の健康と安全に配慮しながら、製品の供給責任を果たしております。また、軸受機器事業において急激に落ち込んだ需要は、今後の回復を見込んでおりますが、感染収束は未だ見通せず先行き不透明な状況は続いております。今後も経営環境に大きな変化があった場合でもその対応力を高めるべく、「選択と集中」をグループ全体にわたって徹底し、企業体質の強化をはかってまいります。

さらに、コンプライアンスの徹底やコーポレートガバナンス・コードを踏まえての社内体制強化、サプライチェーンマネジメント、地球温暖化防止への貢献、人権への配慮や多様な人材の確保と育成などといったCSR活動の更なる推進により、株主様やお客様をはじめとするステークホルダーの皆様へ「安心」「安全」「快適」を届け、皆様からの信頼と共感を得られるよう、グループ一丸となってESG経営の推進と会社の持続的発展に努めてまいります。加えて、世界的に提唱されている2050年カーボンニュートラルの実現を見据えた環境対応も重要な課題と考えており、カーボンニュートラルな社会の実現に貢献する技術や製品の提供・開発を進めるとともに、自社のCO2排出量削減に向けた取り組みも強化してまいります。

これら課題に対処すべく、当企業グループでは2021年度を起点とする中期経営計画（2021年度～2023年度）について、中期経営方針を以下のように定めてスタートさせました。計画で定めた成長目標の実現に向け、グループ全体で取り組んでまいります。

中期経営方針

- ・ グローバル経営を推進し、各事業が成長目標を実現する
- ・ 選択と集中により、経営資源を有効活用し、技術力の強化と生産性を向上させる
- ・ 社員の多様性を尊重し、会社とともに成長できる環境、風土をつくる

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

要滑部機材（オイルレスベアリング）、各種機械部品及び建築用・土木構造物用機材の製造、販売並びに建築工事及び土木構造物工事の設計施工ですが、取扱製品を大別すると、次のとおりであります。

- ◎軸受機器：オイルレスベアリング、その他
- ◎構造機器：免震・制震装置、支承、その他
- ◎建築機器：ウィンドウ オペレーター、環境機器、住宅用機器、その他

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

① 当社

- 1) 本社：神奈川県藤沢市桐原町8番地
(登記上本店) 東京都港区港南一丁目2番70号
- 2) 営業所及び工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
東京営業所	東京・神奈川	太田営業所	群馬	藤沢事業場	神奈川
大阪営業所	大阪	浜松営業所	静岡	足利事業場	栃木
名古屋営業所	愛知	豊田営業所	愛知	滋賀工場	滋賀
札幌営業所	北海道	広島営業所	広島	大分工場	大分
宇都宮営業所	栃木	九州営業所	福岡	ソウル支店	韓国

② 子会社

会 社 名	区 分	所 在 地
オイレス E C O 株式会社	本 社	東京都品川区
	支店・営業所	東京、大阪、名古屋、札幌、仙台、大宮、松本、北陸（石川）、広島、九州（福岡）
	工 場	近江（滋賀）
オイレス西日本販売株式会社	本 社 営 業 所	大阪府大阪市
	営 業 所	神戸、京滋（滋賀）
オイレス東日本販売株式会社	本 社 営 業 所	東京都港区
	営 業 所	太田、水戸
ユニプラ株式会社	本 社 工 場	埼玉県川越市
	営 業 所	東京（埼玉）、名古屋
	工 場	狭山（埼玉）
株式会社リコーキハラ	本 社 工 場	新潟県中魚沼郡津南町
	工 場	小千谷（新潟）、卯ノ木（新潟）
ルービィ工業株式会社	本 社 工 場	福島県大沼郡会津美里町
	工 場	新潟県三条市
オーケー工業株式会社	本 社 工 場	滋賀県守山市
株式会社免震エンジニアリング	本 社	東京都港区
Oiles America Corporation	本 社 工 場	アメリカ合衆国 ノースカロライナ州
	営 業 所	アメリカ合衆国 ミシガン州
Oiles Deutschland GmbH	本 社	ドイツ連邦共和国 ヘッセン州
Oiles Czech Manufacturing s.r.o.	本 社 工 場	チェコ共和国 カダン市
上海自潤軸承有限公司	本 社 工 場	中華人民共和国 上海市
	営 業 所	中華人民共和国 上海市
自潤軸承（蘇州）有限公司	本 社 工 場	中華人民共和国 江蘇省 蘇州市
Oiles (Thailand) Company Limited	本社工場・営業所	タイ王国 ラヨン県
Oiles India Private Limited	本 社 営 業 所	インド共和国 ハリヤナ州
	工 場	インド共和国 ラジャスタン州
瓊依鐳斯貿易（上海）有限公司	本 社 営 業 所	中華人民共和国 上海市

※Oiles (Thailand) Company Limited の営業所は2020年11月27日付で本社工場へ移転いたしました。

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前年度末比増減
軸受機器	1,526 (392) 名	45名減 (33名減)
構造機器	144 (28) 名	8名増 (4名減)
建築機器	150 (18) 名	5名減 (3名増)
その他	9 (0) 名	- (-)
全社(共通)	217 (33) 名	3名増 (1名減)
合計	2,046 (471) 名	39名減 (35名減)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、管理・研究部門等に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
789 (294) 名	5名減 (17名減)	44.5歳	17.9年

- (注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
シンジケートローン	5,455
株式会社みずほ銀行	632
株式会社三菱UFJ銀行	300
合計	6,387

- (注) 1. シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行をエージェントとする計5行からの協調融資によるものであります。
2. 株式会社みずほ銀行および株式会社三菱UFJ銀行からの借入金は、その全額が「株式給付信託(従業員持株会処分型)」によるものであります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- | | |
|---------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 153,200,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 34,300,505株 |
| ③ 株主数 | 20,495名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数(株)	持 株 比 率(%)
東京中小企業投資育成株式会社	2,966,450	9.3
株式会社みずほ銀行	1,200,505	3.7
日本生命保険相互会社	969,600	3.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) ※	910,900	2.8
川崎景介	829,641	2.6
川崎景太	721,099	2.2
オイレス東日本共栄会	709,229	2.2
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) ※	691,700	2.2
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM	660,200	2.1
オイレス従業員持株会	590,767	1.8

(注) 1. 当社は自己株式を2,249,020株保有しており、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 なお、次頁の「⑥その他株式に関する重要な事項」に記載のBBT及びESOPが保有する当社株式は自己株式には含めておりません。

2. ※印は、信託業務に係る株式を次のとおり保有しております。

- | | |
|---------------------------|----------|
| ・日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 910,900株 |
| ・株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) | 691,700株 |

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

—取締役等に交付した株式の区分別合計—

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	0株	0名
社外取締役	0株	0名
監査役	0株	0名

※当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「2. (3)②取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、株式給付信託を役員向け及び従業員向けにそれぞれ次のとおり導入しております。

1) BBT=Board Benefit Trust (業績連動型株式報酬制度)

2018年6月28日開催の第67回定時株主総会において、当社取締役及び執行役員（社外取締役を除く。）を対象に中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識をこれまで以上に高めることを目的としたBBTの導入を決議いたしました。BBTは、あらかじめ取得した当社株式を中長期の業績達成度に応じて、対象となる取締役及び執行役員に給付するものであります。なお、取締役及び執行役員が株式の給付を受ける時期は、原則として退任時になります。

2021年3月31日現在において、BBTの所有する株式は、115,700株であります。

2) ESOP=Employee Stock Ownership Plan (従業員持株会処分型)

2020年11月4日開催の取締役会において、従業員の福利厚生増進及び当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、ESOPの再導入を決議いたしました。

ESOPは、「オイレス従業員持株会」及び「オイレスグループ従業員持株会」（以下、「持株会」といいます。）に加入する全ての従業員のうち、一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託設定後5年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、あらかじめ一括して取得いたします。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に持株会に売却いたします。

2021年3月31日現在において、ESOPの所有する株式は、576,000株であります。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	岡山 俊雄	
代表取締役社長	飯田 昌弥	社長執行役員
取締役	須田 博	常務執行役員 軸受事業部長
取締役	田邊 和治	上席執行役員 免制震事業部長
取締役	宮崎 聡	上席執行役員 企画管理本部長
取締役	村山 眞一郎	
取締役	大村 康二	
常勤監査役	横山 勝	
常勤監査役	溝口 勝広	
監査役	君島 得宏	
監査役	前田 達宏	前田達宏公認会計士事務所代表

- (注) 1. 取締役 村山 眞一郎及び大村 康二は、社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 監査役 君島 得宏及び前田 達宏は、社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 監査役 前田 達宏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計並びに税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役及び監査役の異動
 2020年6月29日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって、川崎 清は取締役を、池永 雅良は監査役を、任期満了のため退任いたしました。
 2020年6月29日開催の第69回定時株主総会において、取締役として大村 康二が、監査役として溝口 勝広が新たに選任され、就任いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等

- 1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法及び当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており当該決定方針に沿うものであると判断しております。

2) 決定方針の内容の概要

a) 基本方針

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益等と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、株主総会で承認された範囲内で決定しており、各取締役の役位及び職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬（賞与）、業績連動型株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬及び業績連動報酬（賞与）のみを支払うことといたします。

b) 固定報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針

取締役の固定報酬は、本人の能力、計画達成に向けての意欲と関与の程度、成果、業績に対する貢献度合、今後担うべき役割等を総合的に勘案して、役員規程に基づき毎月1日から末日までの月額報酬を従業員給与支払日と同日に支給いたします。

c) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

取締役の業績連動報酬等は、各連結会計年度の業績を反映するという観点から、親会社株主に帰属する当期純利益を主な指標として用いたうえで、職責と成果を反映させた額を賞与として定時株主総会終結の日から1週間以内に支給することといたします。当事業年度を含む親会社株主に帰属する当期純利益の推移は、1. 企業集団の現況(2)財産及び損益の状況に記載のとおりです。

非金銭報酬等は、固定報酬及び賞与とは別枠として、取締役（社外取締役除く、執行役員含む）を対象に中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）とし、その指標は中長期的な業績向上に資するという観点から中期経営計画で定めた連結営業利益といたします。また株式報酬の決定方法は事業年度ごとに役員給付規程に基づき役位と指標達成度等を勘案して定まるポイントが対象者に付与されます。対象者が当社

株式等の給付を受ける時期は、原則として退任時といたします。また、交付状況は
 2. 会社の現況(1)株式の状況に記載のとおりです。
 ※株式給付信託制度は2018年6月28日開催の第67回定時株主総会の決議に基づき導入。

d) 固定報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、報酬委員会において検討いたします。取締役会は報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定いたします。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、

固定報酬：業績連動報酬等（賞与）：非金銭報酬等（株式給付信託）＝65：25：10
 といたします。

e) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、過半数の独立社外取締役によって構成される報酬委員会がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分といたします。取締役会は、報酬委員会が答申した内容に基づき最終的に決定いたします。なお、業績連動型株式報酬については役員株式給付規程に基づき、個人別の株式数が割り当てられます。

3) 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	243 (18)	172 (15)	70 (3)	－ (－)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	58 (16)	45 (14)	12 (2)	－ (－)	5 (2)
合計 (うち社外役員)	301 (35)	218 (30)	83 (5)	－ (－)	13 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 上記報酬等の総額には、第69回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の当社役員の人数は取締役7名及び監査役4名であります。

- 4) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
 当社取締役及び監査役の報酬等の限度額は以下のとおり、決議いただいております。

対象	取締役	取締役（社外取締役除く）	監査役
報酬等の種類	金銭報酬	株式報酬 業績連動型株式報酬制度 (株式給付信託（BBT）)	金銭報酬
株主総会決議	2014年6月27日 第63回定時株主総会	2018年6月28日 第67回定時株主総会	2006年6月29日 第55回定時株主総会
内容の概要	年額350百万円以内 (使用人分給与は含まない)	2021年3月末日で終了する 事業年度までの3事業 年度を対象に210百万円以 内、以降3事業年度ごとに 240百万円以内	年額70百万円以内
上記総会終結時点の 対象者の員数	8名	6名	4名

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

参考

③ 社外役員の兼任状況及び主な活動状況等（2021年3月31日現在）

地位	氏名 出席状況	重要な兼職先	活動状況及び社外役員に期待される役割に関しておこなった職務の概要等
社外取締役	村山 眞一郎 取締役会100% (18/18回)	—	取締役会に加え、経営会議等の重要な会議にも出席し、主に会社役員として経営を担った豊富な知識・経験及び営業部門を通して培われた幅広い知見から、経営全般に関し有用な発言をおこなっております。また、指名委員会委員並びに報酬委員会委員に就任し、就任以降に開催された各委員会の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の執行役員を含む役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っており、取締役として選任時に期待した以上の役割を果たしております。また、特別委員会委員に就任し、委員としての役割も果たしております。
	大村 康二 取締役会100% (13/13回)	—	取締役会に加え、経営会議等の重要な会議にも出席し、主に会社役員として経営を担った豊富な知識・経験及び企画部門を通して培われた幅広い知見から、経営全般に関し有用な発言をおこなっております。また指名委員会委員並びに報酬委員会委員に就任し、就任以降に開催された各委員会の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の執行役員を含む役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っており、取締役として選任時に期待した以上の役割を果たしております。
社外監査役	君島 得宏 取締役会100% (18/18回) 監査役会100% (14/14回)	—	取締役会及び監査役会に加え、経営会議等の重要な会議にも出席し、主に企業経営に関わる見識に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜おこなっております。また、オイレスグループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確保するべく、中立的な立場から客観的に監査意見を表明するなど、株主の利益ひいては会社の利益を踏まえた公平で公正な経営の意思決定のための行動をしており、監査役としての職責を果たしております。また、特別委員会委員に就任し、委員としての役割も果たしております。
	前田 達宏 取締役会100% (18/18回) 監査役会100% (14/14回)	前田達宏公認会計士事務所 代表(※)	取締役会及び監査役会に加え、経営会議等の重要な会議にも出席し、主に公認会計士としての専門的見地から意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜おこなっております。また、取締役、使用人及び会計監査人等から受領した報告内容の検証、会社の業務及び財産の状況に関する調査等をおこない、中立的な立場から客観的に監査意見を表明するなど、株主の利益ひいては会社の利益を踏まえた公平で公正な経営の意思決定のための行動をしており、監査役としての職責を果たしております。また、特別委員会委員に就任し、委員としての役割も果たしております。

※ 当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

④ 責任限定契約の内容の概要

- ・当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定並びに当社定款第26条及び第35条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- ・当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求等に起因して、被保険者が被る損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。但し、被保険者がその地位に基づいておこなった背信行為若しくは犯罪行為又は故意による法令違反等に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名 称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	支 払 額
(ア) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44百万円
(イ) 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の子会社のうちOiles America Corporationを含む海外子会社8社については、当社の会計監査人が加盟しているデロイト トウシュ トーマツ リミテッドのメンバーファームの監査を受けております。
3. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由
監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証をおこなったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
4. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬として7百万円を支払っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合又は監査の適正性をより高めるためにその必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、通期における業績と今後の業績予想を踏まえ、将来の経営基盤強化のための投資と株主の皆様への利益還元等を考慮しつつ、安定的かつ継続的な配当を基本とし、30%以上の連結配当性向を目指してまいりました。

今後につきましても長期的な視点から利益還元に努めてまいります。

なお、当社は株主の皆様への利益還元の機会を充実させる目的で、剰余金の配当を期末の他に中間の年2回実施することができるよう定款に定めております。また、中間配当は、取締役会の決議によっておこなうことができる旨を定めております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社取締役会は、特定の者による当社株式等の大規模買付行為(本事業報告において、以下「大規模買付行為」といいます。)があったとしても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではなく、また、大規模買付行為を受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様のご意思に基づき決定されるべきことと考えております。

しかしながら、当社は、企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為をおこなう者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 不適切な支配防止のための取り組み及び取締役会の判断

1) 企業価値向上策

当社は、「オイルレスベアリングの総合メーカーとして世界のリーダーとなり、技術で社会に貢献する」という経営理念の下、独創的な研究開発によって摩擦・摩耗・潤滑というコア技術を極め、これをグローバルに展開し、それにより社会に貢献することを今日の経営の基本としております。

さらに、当社は経営理念の実現のため、以下の長期ビジョンを掲げ、中期経営計画と年次経営計画を連動させ、グローバル市場でのオイルレスブランドの確立に向け、取り組んでおります。

【長期ビジョン】

- ・世界が求める製品と技術を通して、地球環境の保全に寄与し、「安心」「安全」「快適」を届ける企業
- ・トライボロジー技術(摩擦・摩耗・潤滑)とダンピング技術(振動制御)を究め、「世界に一つ」の製品を創り出す市場創造企業
- ・高い社会貢献性を有する事業により、社会的責任(CSR)を果たし、持続可能な社会の実現に役立つ企業

2) 当社株式の大規模買付行為への対応方針

当社は、2006年6月29日開催の第55回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て、事前警告型の当社株式の大規模買付行為に関する対応策を導入いたしました(本事業報告において、2018年6月28日開催の当社第67回定時株主総会の決議による変更を含み、以下「本方針」といいます。)。本方針は、大規模買付行為をおこなう者(本事業報告において、以下「大規模買付者」といいます。))があらかじめ当社が定めた大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置をとらず、大規模買付者が当該ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等の対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することができるというものです。

3) 上記の取り組みが、会社の支配に関する基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由
上記1)の取り組みは企業価値の向上のための基本的な施策であることから、また、上記2)の取り組みは、以下の理由から、いずれも上記①の基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

a) 本方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」(以下、「指針」といいます。))の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しており、高度の合理性を有するものです。

また、指針の定める上記三原則を基本としつつ、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5 いわゆる買収防衛策」の内容その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっております。

b) 本方針は、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し又は株主の皆様のために買付者等と交渉をおこなうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入・継続したものです。

また、本方針の継続は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意思によって本方針の廃止も可能であることから、本方針が株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

c) 本方針は、第67回定時株主総会における株主の皆様のご承認をもって発効しており、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本方針の有効期間中であっても、当社株主総会において本方針を廃止する旨の決議がおこなわれた場合には、本方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

d) 本方針における対抗措置の発動は、当社の業務執行をおこなう経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、本方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本方針の透明な運用を担保するための手続も確保されております。

e) 本方針は、当社の株主総会において選任された取締役ににより構成される取締役会によって、いつでも廃止することが可能です。従って、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、取締役の任期は1年のため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度におこなうことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

なお、本方針につきましては、2021年5月26日開催の当社取締役会において、2021年6月29日開催の当社第70回定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、その一部を変更の上、継続するとともに、同株主総会の議案として付議することを決定しております。

その詳細につきましては、当社第70回定時株主総会招集ご通知添付の株主総会参考書類15頁から38頁までをご参照ください。

(7) コーポレート・ガバナンスに関する事項

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当企業グループでは、コーポレート・ガバナンスを重要な経営課題と位置づけ、市場の変化に応じた機動的な経営意思決定、権限委譲による合理的かつ健全で透明度の高い経営体制及び組織を整備するとともに、必要な施策を実施し、当企業グループの発展と企業価値の向上を図ることを基本的な考え方としております。

同時に、投資家への情報開示の重要性も認識し、経営の透明性を高めるため適時適切な情報開示に積極的に取り組んでおります。

② コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は、監査役制度を採用しており、取締役7名（うち社外取締役2名／本招集ご通知発送日現在）、監査役4名（うち社外監査役2名／本招集ご通知発送日現在）による体制となっております。取締役会は、経営上の重要な事項についての意思決定をおこなうとともに、取締役の業務執行に係わる経営の監督をおこないます。監査役会は、取締役会及び執行機能の監督をおこないます。また、監査役は会計監査人、内部統制を含む内部監査部門と連携を図る体制を構築しております。

取締役の指名並びに取締役及び執行役員の報酬決定については、これら意思決定プロセスの客観性、透明性、公正性を確保することを目的として、2018年10月の取締役会において、取締役会の諮問機関として任意の指名委員会、報酬委員会を設置しております。また、取締役会は、両委員会への諮問・答申のプロセスを経たうえで、これら指名、報酬の内容について決定しております。

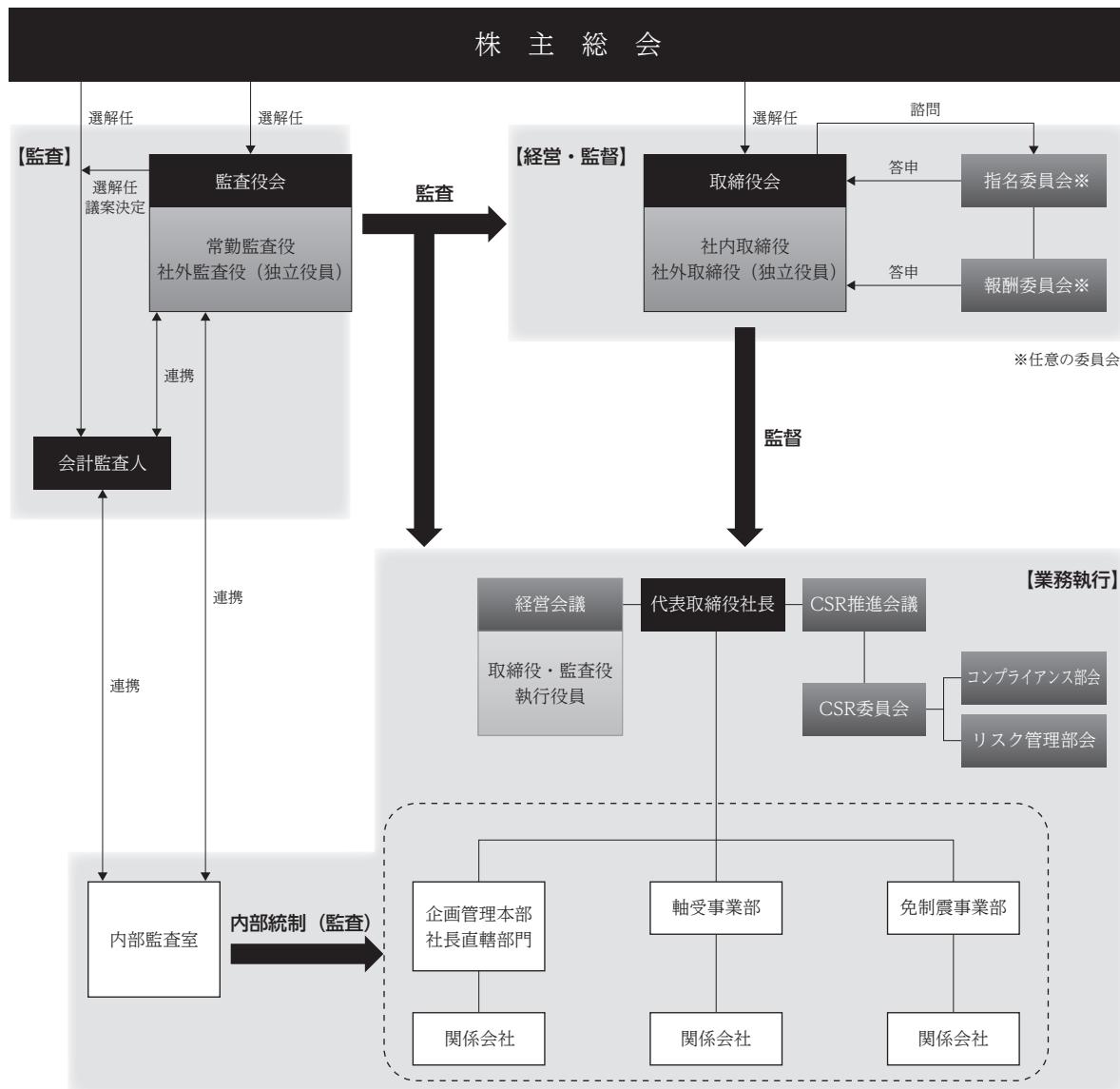
このほか、当社は、企業の社会的責任（CSR）の推進が社会の持続可能な発展に寄与するものであり、さらには当社の企業価値向上にも寄与するという考えのもと、CSRの推進を企業活動の主軸と位置付けております。これを踏まえ社長を議長とする「CSR推進会議」を設置し、中長期的な企業価値向上に資するCSR課題の把握と推進をおこなう体制としております。

なお、当社は、業務執行機能と監督・監視機能の区分明確化、及び経営戦略の意思決定の迅速化と効率化による取締役会機能強化の観点から、2003年6月から執行役員制度を導入しております。

(注) この事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率につきましては表示単位未満を四捨五入して表示しております。

コーポレート・ガバナンス体制図

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下のとおりです。



招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

参考

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
I 流動資産		I 流動負債	
1.現金及び預金	21,572	1.支払手形及び買掛金	5,423
2.受取手形及び売掛金	17,889	2.1年内返済予定の長期借入金	1,090
3.商品及び製品	3,844	3.リース債務	89
4.仕掛品	3,247	4.未払費用	1,722
5.原材料及び貯蔵品	2,535	5.未払法人税等	494
6.その他	861	6.未払消費税等	137
7.貸倒引当金	△44	7.賞与引当金	1,026
流動資産合計	49,905	8.役員賞与引当金	88
		9.株主優待引当金	118
		10.その他	760
		流動負債合計	10,950
II 固定資産		II 固定負債	
(1) 有形固定資産		1.長期借入金	5,297
1.建物及び構築物	9,330	2.リース債務	133
2.機械及び装置	5,071	3.繰延税金負債	495
3.工具、器具及び備品	1,431	4.役員退職慰労引当金	63
4.土地	2,895	5.役員株式給付引当金	69
5.リース資産	23	6.退職給付に係る負債	478
6.建設仮勘定	3,058	7.資産除去債務	42
7.その他	264	8.その他	527
有形固定資産合計	22,075	固定負債合計	7,107
		負債合計	18,058
(2) 無形固定資産	369	純資産の部	
		I 株主資本	
(3) 投資その他の資産		1.資本金	8,585
1.投資有価証券	6,128	2.資本剰余金	9,610
2.長期貸付金	0	3.利益剰余金	46,955
3.長期預金	20	4.自己株式	△5,144
4.繰延税金資産	306	株主資本合計	60,006
5.退職給付に係る資産	113	II その他の包括利益累計額	
6.その他	1,710	1.その他有価証券評価差額金	1,835
7.貸倒引当金	△15	2.為替換算調整勘定	△65
投資その他の資産合計	8,264	3.退職給付に係る調整累計額	△187
固定資産合計	30,709	その他の包括利益累計額合計	1,582
資産合計	80,615	III 非支配株主持分	967
		純資産合計	62,557
		負債純資産合計	80,615

連結損益計算書

(自 2020年 4月 1日)
(至 2021年 3月 31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
I 売上高		52,977
II 売上原価		35,834
売上総利益		17,142
III 販売費及び一般管理費		14,004
営業利益		3,138
IV 営業外収益		
1.受取利息	72	
2.受取配当金	128	
3.為替差益	114	
4.受取保険金	16	
5.助成金収入	353	
6.その他	145	831
V 営業外費用		
1.支払利息	18	
2.売上割引	23	
3.デリバティブ評価損	151	
4.その他	14	208
経常利益		3,762
VI 特別利益		
1.投資有価証券売却益	79	79
VII 特別損失		
1.固定資産処分損	71	
2.減損損失	42	114
税金等調整前当期純利益		3,727
法人税、住民税及び事業税	1,156	
法人税等調整額	12	1,168
当期純利益		2,559
非支配株主に帰属する当期純利益		33
親会社株主に帰属する当期純利益		2,525

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

参考

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
I 流動資産		I 流動負債	
1.現金及び預金	14,738	1.買掛金	3,285
2.受取手形	1,765	2.短期借入金	3,902
3.電子記録債権	2,133	3.1年内返済予定の長期借入金	1,090
4.売掛金	8,488	4.リース債務	4
5.商品および製品	1,739	5.未払金	209
6.仕掛品	2,665	6.未払費用	1,104
7.原材料及び貯蔵品	597	7.未払法人税等	237
8.短期貸付金	1,864	8.預り金	49
9.未収入金	613	9.賞与引当金	716
10.未収消費税等	53	10.役員賞与引当金	59
11.その他	177	11.株主優待引当金	118
流動資産合計	34,836	12.その他	124
II 固定資産		流動負債合計	10,902
(1) 有形固定資産		II 固定負債	
1.建物	5,366	1.長期借入金	5,297
2.構築物	255	2.リース債務	19
3.機械及び装置	2,338	3.退職給付引当金	160
4.車両運搬具	4	4.役員株式給付引当金	69
5.工具、器具及び備品	452	5.資産除去債務	38
6.土地	1,865	6.その他	259
7.リース資産	23	固定負債合計	5,845
8.建設仮勘定	2,479	負債合計	16,748
有形固定資産合計	12,786	純資産の部	
(2) 無形固定資産		I 株主資本	
1.施設利用権	14	1.資本金	8,585
2.ソフトウェア	184	2.資本剰余金	
3.ソフトウェア仮勘定	10	(1) 資本準備金	9,474
無形固定資産合計	209	資本剰余金合計	9,474
(3) 投資その他の資産		3.利益剰余金	
1.投資有価証券	5,600	(1) 利益準備金	570
2.関係会社株式	6,408	(2) その他利益剰余金	
3.長期貸付金	729	研究開発積立金	1,650
4.保険積立金	1,004	別途積立金	16,450
5.差入保証金	375	繰越利益剰余金	12,699
6.前払年金費用	344	利益剰余金合計	31,370
7.繰延税金資産	371	4.自己株式	△5,144
8.その他	80	株主資本合計	44,285
9.貸倒引当金	△1	II 評価・換算差額等	
投資その他の資産合計	14,912	その他有価証券評価差額金	1,710
固定資産合計	27,908	評価・換算差額等合計	1,710
資産合計	62,744	純資産合計	45,995
		負債純資産合計	62,744

損益計算書

(自 2020年 4月 1日)
(至 2021年 3月 31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
I 売上高		33,310
II 売上原価		23,232
売上総利益		10,078
III 販売費及び一般管理費		8,429
営業利益		1,648
IV 営業外収益		
1.受取利息	27	
2.受取配当金	1,535	
3.受取ロイヤリティー	521	
4.為替差益	161	
5.助成金収入	271	
6.その他	116	2,632
V 営業外費用		
1.支払利息	16	
2.売上割引	10	
3.デリバティブ評価損	151	
4.その他	2	181
経常利益		4,099
VI 特別利益		
1.投資有価証券売却益	79	79
VII 特別損失		
1.固定資産処分損	31	31
税引前当期純利益		4,148
法人税、住民税及び事業税	687	
法人税等調整額	162	849
当期純利益		3,298

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

参考

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

オイレス工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝 田 雅 也[Ⓔ]

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加 藤 博 久[Ⓔ]

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オイレス工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オイレス工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

オイレス工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝 田 雅 也[Ⓔ]
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加 藤 博 久[Ⓔ]

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オイレス工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会及び経営会議などの重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において面談による業務報告を受け、財産及び現場の状況も調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2021年5月24日

オイレス工業株式会社 監査役会

常勤監査役 横 山 勝 ㊟

常勤監査役 溝 口 勝 広 ㊟

社外監査役 君 島 得 宏 ㊟

社外監査役 前 田 達 宏 ㊟

以上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing, arranged in a regular grid.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

ご参考（株主通信）

トピックス

女性活躍推進への取り組み

オイレスグループでは、ダイバーシティ推進の一環として「女性活躍推進行動計画」（※）を策定し、女性従業員が今まで以上に生き生きと活躍できるよう、キャリア形成支援や職場環境の整備・改善を進めております。今後もダイバーシティ推進を経営戦略の一つとして位置づけ、企業価値の向上に資する取り組みを継続してまいります。

🌸 キャリア形成支援

パーソナルデザインワークショップの実施

- ・キャリアアンカーを意識したキャリア形成方法を学習。前年度よりも意見交換の時間を大幅に増やし、当社での働きがい、女性活躍に必要なこと、理想のリーダー像などを話し合いました。

キャリアフォロー面談

- ・ワークショップ後に上司、女性活躍推進チームと面談を実施。自身と上司が考えるキャリアプランのすり合わせをおこなうことで、上司の期待も知ることができ、有意義な面談となりました。



各部門の女性従業員が集まり、コロナ対策を万全にして開催されました。

🌸 職場環境の整備・改善

営業女性ユニット

- ・ライフイベントを乗り越え、業務とプライベートを両立し、安心して業務を続けられることを目指すユニットを発足。各々の課題を洗い出し、それを乗り越えるための営業モデルの設定、新しい営業モデルの検証方法を整理し、社内イベントでの提案、検証を実施すべく活動しております。

メンバー構成：
当社とグループ会社の外勤営業
定例会：四半期ごとに実施

（※）詳細は当社HP「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」をご参照ください。

https://www.oiles.co.jp/corporate/csr/pdf/oiles_brilliant_women_next-gen.pdf

軸受機器

「食」の安全も支えるオイレスベアリング

加工食品の調理・保存には機械の活躍が欠かせません。当社の製品は、業務用のコーヒーマシン、麺茹で機、食品搬送コンベアなど、様々な食品加工機械の構造部にも採用されております。

食品を扱う機械のため、衛生面における法規制が、国内外で厳しく管理されており、日本でも2020年6月に食品衛生法が改正され、ポジティブリスト制度（※）が導入されるなど、これまで以上に厳格化されました。

この課題に対応すべく、開発されたのが「ルーテックF」や「グライトロンSF」です。これらは、使用可能な物質に制限がありながらも、摺動性能にも互換性を持たせた製品として開発され、ポジティブリストに対応していない既存品からの置き替えも可能になっております。

今後も時代の変化に迅速に対応しながら、食の「安心」「安全」を支える製品づくりに貢献してまいります。

（※）食品衛生法ポジティブリスト制度とは：

法改正に伴い作成されたポジティブリスト（食品用器具・容器包装について使用を認める物質のリスト）に掲載されている物質以外は原則として禁止する制度をいう。



ルーテックF

グライトロンSF

ご参考 (株主通信)

構造機器

第20回日本免震構造協会賞 (技術賞) を受賞

近年、我が国では、100年に1度と言われている巨大地震が頻繁に起こっています。この状況に対応すべく、開発を続け、完成した建築用免震装置QTB<Quake-Thru-Bearing>が、このたび日本免震構造協会賞 (技術賞) を受賞いたしました。

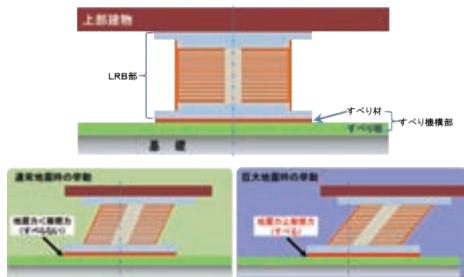
QTBはオイルレス、竹中工務店、北海道大学が共同開発したもので、「鉛プラグ入り積層ゴム支承 (LRB)」と「高摩擦すべり機構」を組み合わせることで、より高性能になった免震装置です。

通常の地震時はLRB部が地震の動きに追従し、建物への地震エネルギーの伝達を抑えますが、巨大地震時は追従部がLRBからすべり機構部に切り替わることにより、より大きな地震エネルギーの伝達を抑え、建物の損傷を防ぐことができるという仕組みです。

近年、構造設計者を悩ませている巨大地震に対する製品開発に、当社が長年にわたり真摯に取り組み、完成に至ったことが、今回の受賞の決め手となりました。

当製品は、病院・役所・消防署といった地震直後も機能を維持する必要があるものや、原子力関連施設などの最高レベルの安全性が求められる建物向けに開発されました。既存の建物への後付け設置も可能なため、これから採用数が増加することが期待されます。

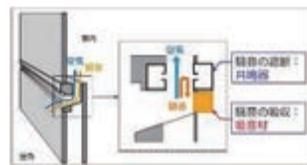
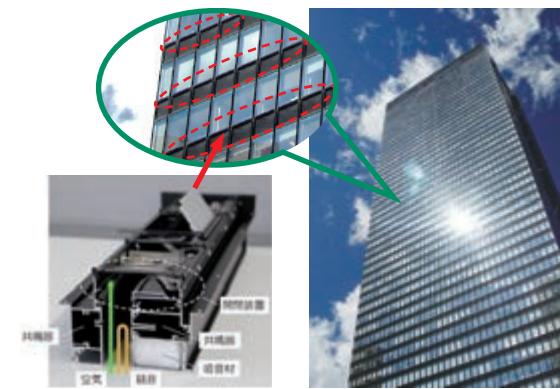
今後も社会課題を解決し続けられるよう、技術開発に注力し、社会貢献に努めてまいります。



建築機器

換気と騒音の相反課題を「しずかさリット」で解決

コロナ禍で建物内の換気需要が高まり、ウィンドウ オペレーター (排煙換気窓用開閉装置) や自然換気装置のお問い合わせが増えております。外気の取り入れによる換気で必ず起こるのは、「騒音も室内に入ってしまう」という相反した課題です。ここに着目し、清水建設と共同で開発した静音自然換気装置「しずかさリット」が実用化されます。



外部からの騒音は、吸音材と共鳴器を通して低減され、さらに、共鳴器内の空気がパネの役割を果たして抑えることが可能です。騒音を除いて外気のみを室内に届ける

このユニットは、新型コロナウイルス感染症対策やZEB (ゼロ・エネルギー・ビル) 化の有効な手段となります。騒音のエネルギー量に換算すると1/3～1/8以下に低減することが可能です。「しずかさリット」は開閉装置と一体になったユニットとして外装材に組み込まれます。

当社はこれからも、より快適な室内空間を創り出すための設備・装置の開発に努めてまいります。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

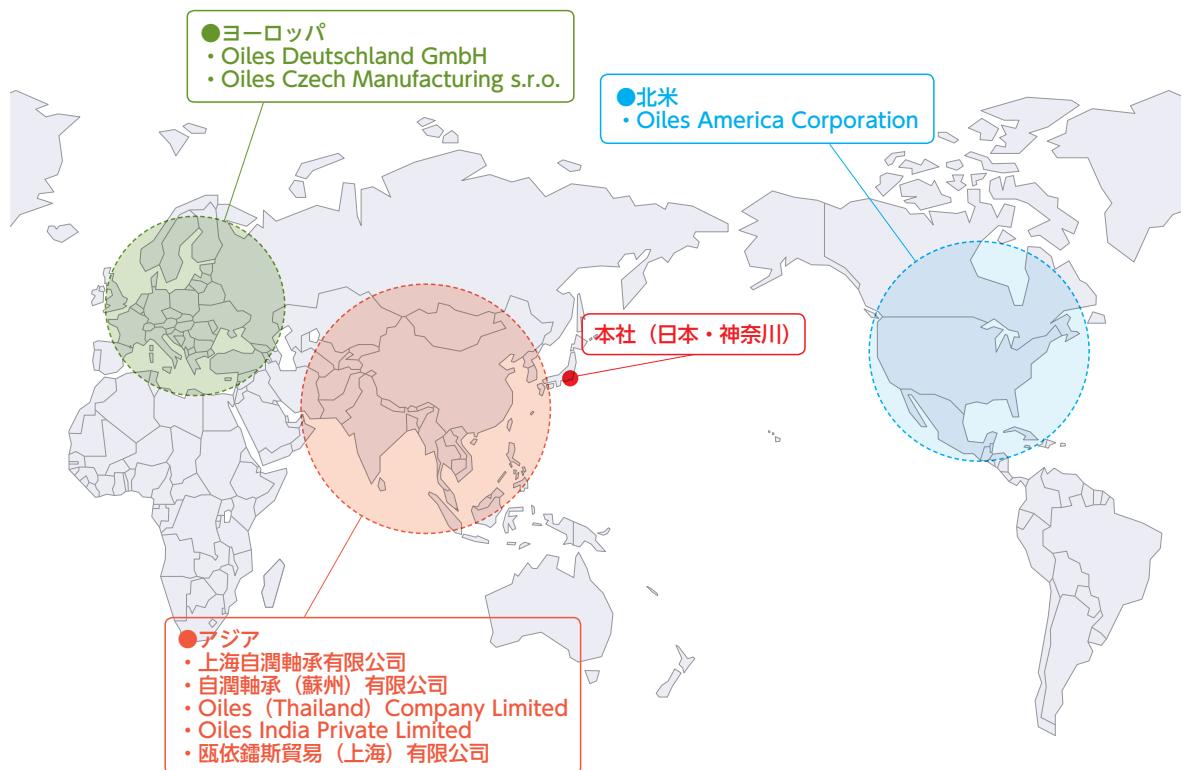
計算書類

監査報告

ご参考

オイレスネットワーク

◆海外



◆国内

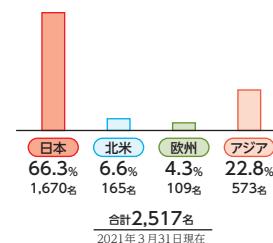
本社・生産拠点

- ・本社 (神奈川)
- ・藤沢事業場 (神奈川)
- ・滋賀工場 (滋賀)
- ・大分工場 (大分)
- ・足利事業場 (栃木)

関係会社

- ・オイレスECO(株) (東京)
- ・オイレス西日本販売(株) (大阪)
- ・オイレス東日本販売(株) (東京)
- ・(株)免震エンジニアリング (東京)
- ・ユニプラ(株) (埼玉)
- ・(株)リコーキハラ (新潟)
- ・ルービィ工業(株) (福島)
- ・オーケー工業(株) (滋賀)

地域別従業員構成比



株主メモ

事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日
剰余金の配当基準日 3月31日（中間配当をおこなう場合は9月30日）
定時株主総会 毎年6月下旬
上場証券取引所 東京証券取引所 市場第一部（証券コード6282）
単元株式数 100株
株主名簿管理人 みずほ信託銀行株式会社
 東京都中央区八重洲一丁目2番1号
公告方法 電子公告（<https://www.oiles.co.jp/>）
 但し、電子公告による公告ができない場合には、
 日本経済新聞に掲載しておこないます。

- 【株主に関する住所変更等のお届出及びご照会について】**
- 証券会社等に口座をお持ちの株主様は、口座のある証券会社にご連絡ください。
 - 証券会社等に口座をお持ちでない株主様は、右表にしたがってご連絡ください。
- 【特別口座について】**
- 特別口座のご照会、住所変更等のお届出は右表にしたがってご連絡ください。
- 【未払配当金のお支払いについて】**
- みずほ信託銀行（※）およびみずほ銀行の本店および全国各支店（※）トラストラウンジではお取扱できませんのでご了承ください。
 - みずほ証券では取次のみとなります。

証券会社等に口座をお持ちでない場合 (特別口座の場合)	
郵便物先送	〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行 証券代行部
電話お問い合わせ先	フリーダイヤル 0120-288-324 (土・日・祝日を除く 9:00~17:00)
各種手続店 お取扱 変更等 (住所変更、配当金法株主取り等)	<ul style="list-style-type: none"> ■みずほ証券 本店および全国各支店 プラネットブース（みずほ銀行内の店舗） でもお取扱いたします。 ■みずほ信託銀行 本店および全国各支店（※） （※）トラストラウンジではお取扱できませんのでご了承ください。
ご注意	特別口座では、単元未満株式の買取以外の株式売買はできません。証券会社等に口座を開設し、株式の振替手続きをおこなっていただく必要があります。

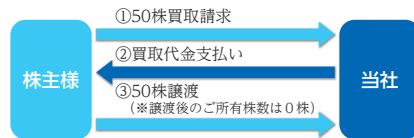
株式に関するご案内

■単元未満株式買取制度について

当社株式の証券市場での取引は100株（1単元）単位となっているため、単元未満株式（1～99株）は、市場で売ることができませんが、以下のお手続きによって市場価格で売却（現金化）することができます。
 なお、当社は単元未満株式の買増制度は採用しておりません。

- 《買取請求に関するお問い合わせ先》**
- 証券会社等の口座に記録された株式
 →お取引の証券会社へ
 特別口座に記録された株式
 →株主メモに記載のみずほ信託銀行証券代行部へ

(具体例：50株ご所有の場合)



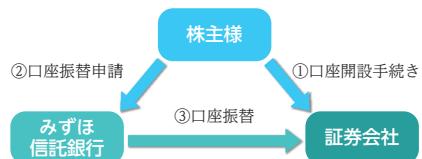
■特別口座から証券会社等の口座への振替について

株券電子化に伴って、証券会社等を通じて証券保管振替機構に株券を預託されなかった株主様の株式は、株主様の権利を守るため、みずほ信託銀行に開設された特別口座に記録されています。
 特別口座にて管理されている株式100株以上を市場で売却するには、右図のとおりお手続きが必要です。

- 《特別口座の口座振替に関するお問い合わせ先》**
- みずほ信託銀行証券代行部
 ※詳細は株主メモをご参照ください。

※特別口座とは、株券電子化（2009年1月5日）前に、証券保管振替機構に株券を預託されなかった株式を管理するために、当社がみずほ信託銀行に開設した口座です。

(具体例)



招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

ご参考

株主総会 会場ご案内図

会場

オイレス工業株式会社
藤沢事業場 R & D棟
神奈川県藤沢市桐原町8番地
電話(0466)44-4901(代表)



交通

小田急江ノ島線・相鉄いずみ野線・横浜市営地下鉄「湘南台」駅下車
*東口バスターミナル4番のりば、神奈川中央交通バス
「桐原循環湘南台駅西口行」(湘13系統)約8分「団地中央」下車
(湘南台駅標準発車時刻:9時00分、9時30分)
又は
東口バスターミナル4番のりば、神奈川中央交通バス
「文化体育館前行」(湘15系統)約8分「石川六丁目」下車
(湘南台駅標準発車時刻:9時5分)
*タクシーでご来場いただく場合は、西口からご乗車ください。

湘南台駅東口バス乗り場案内



【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主様、特にご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、事前に郵送又はインターネット等により議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことをご検討ください。

本株主総会にご来場される株主様は、開催当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理なさらず、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

なお、37.5度以上発熱されている方はご入場できませんので、あらかじめご了承ください。

今後の状況により、本株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト(<https://www.oiles.co.jp/ir/news/>)に掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。以上、時節柄、ご理解並びにご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

※新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、バスの時刻に変更が生じる場合がございます。ご来場される株主様は、事前に「神奈川中央交通バス」の公式HPから最新の情報をご確認くださいませようお願い申し上げます。



※株主総会当日にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。